

令和7年度 第3回清川村環境審議会 次第

日時：令和 8 年 3 月 23 日 (月)

午前10時から

場所：役場庁舎3階第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 清川村環境基本計画の答申について 【資料1・2・3】

(2) その他

4 閉 会

清川村環境基本計画
〈計画成案〉

令和8年3月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象地域	1
4. 計画の期間	1
5. 基本理念	2
6. 計画の対象範囲	2
7. 清川村環境基本計画策定のためのアンケート調査	2
第2章 地球規模の環境危機と社会の動向	3
1. いま直面する環境問題	3
2. 今後の取組の方向性と目指す社会像	6
第3章 清川村の概況	7
1. 概況	7
2. 社会状況	10
3. 自然環境	13
4. 生活環境	17
5. 廃棄物	24
6. 地球環境（気候変動）	29
第4章 清川村の環境課題、今後の方向性	34
1. 自然環境の保全	34
2. 生活環境の保全	35
3. 廃棄物対策	37
4. 温室効果ガスの削減	38
5. 住民の意識	41
第5章 望ましい環境像・計画の基本方針	42
第6章 環境分野別の施策、各主体の取組など	42
1. 自然環境分野の取組 ～環境共生のむらづくり～	43
2. 生活環境分野の取組 ～快適な生活環境づくり～	46
3. 廃棄物分野の取組 ～資源循環型社会づくり～	47
4. 地球環境分野の取組 ～脱炭素型社会づくり～	51
5. 環境の取組への参画と協働	55
第7章 進行管理	57
1. 成果指標	57
2. 推進体制	58
3. 計画の見直し	58

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

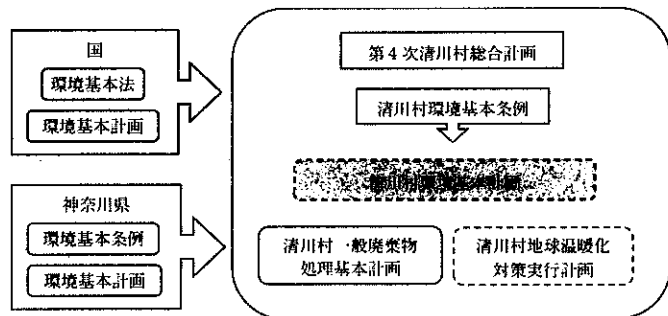
令和6(2024)年4月、人と自然が共生できる村づくり、そして環境への負荷の少ない持続可能な村「きよかわ」を目指すため、「清川村環境基本条例」(以下「基本条例」といいます。)を制定しました。

この「清川村環境基本計画」(以下「本計画」といいます。)は、基本条例において掲げる基本理念、基本方針の実現に向けた環境行政の道しるべとして、将来的に望ましい環境像、環境基本目標の設定をはじめ、必要な施策を示すとともに、取組の主体となる村民、事業者、観光客(以下「滞在者」といいます。)及び村の担うべき役割を示し、相互の協力と連携を図りつつ現に有する良好な環境の保全と創造を図ることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、清川村を対象とした計画ですが、国、神奈川県などの取組や計画との整合性を図り、清川村の環境課題に基づく環境施策を進めます。

本計画に掲げる取り組むべき施策は、SDGsで定められた17の持続可能な開発目標のうち、「環境」部門に関する目標の達成に貢献できるように設定します。



3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、清川村全域とします。

ただし、村域を越えて広域的に取り組む必要のある事項(大気、水、地球温暖化問題など)については、国、神奈川県や近隣市町とも連携を図り取り組んでいきます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などに対応するため、令和12(2030)～令和13(2031)年度で見直しを行うこととします。

5. 基本理念

本計画の理念は、基本条例の理念に基づきます。

【清川村環境基本条例（抜粋）】

（基本理念）

- ・環境の保全等は、村民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- ・環境の保全等は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然（野生動物）との共生を目的として行わなければならない。
- ・環境の保全等は、環境への負荷が少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として、村民、事業者、滞在者及び村がそれぞれの責務を自覚し積極的に取り組むものとする。
- ・地球環境保全は、人類共通の課題であることから、村民、事業者、滞在者及び村が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

6. 計画の対象範囲

本計画では、自然環境、生活環境、廃棄物、地球環境を対象とします。

7. 清川村環境基本計画策定のためのアンケート調査

本計画の策定にあたり、清川村の環境課題を明らかにして、施策の立案につなげるために、18歳以上の住民（以下「住民（成人）」といいます。）、事業者、小学5年生と中学2年生（以下「小中学生」といいます。）を対象にアンケート調査を実施しました。

表 1.1 アンケート調査実施概要

対象者の抽出方法	住民（成人）	18歳以上の住民を対象に500人を無作為抽出
	事業者	村民税の課税対象・確定申告をしている事業所から無作為抽出 50事業所
	小中学生	村内の小学5年生（1校・15人）・中学2年生（2校・13人）全員
回答数（回答率）	住民（成人）	214件（42.8%）
	事業者	27件（54%）
	小中学生	28件（100%）

第2章 地球規模の環境危機と社会の動向

1. いま直面する環境問題

私たちが暮らす環境は、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「生活環境の汚染」という3つの危機に直面しています。この危機は、人類が産業革命以降に行ってきた大量生産・大量廃棄型の生活様式（現代文明）が引き起こしているもので、もはやこうした生活様式は持続可能ではないことがわかっています。

(1) 「気候変動」

令和6（2024）年の世界の平均気温は、産業革命前より1.55℃上昇し、観測史上最高を記録しています。日本においても、令和6（2024）年に東日本で観測史上最高気温を記録しました。こうした地球規模の温暖化の要因として、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」とされています。

対策として、国際社会で様々な取り決めが行われ、日本では令和2（2020）年に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

令和3（2021）年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくことなどが明示され、これを受けた様々な取組が、国や企業などで進められています。

カーボンニュートラル

カーボンニュートラルは、私たち人間が活動する上で排出する温室効果ガスの量と、森林などによって吸収される温室効果ガス（二酸化炭素）の量を同じにすること、つまり「排出量＝吸収量」の状態のことです。

このためには、温室効果ガスの排出量を極力少なくすること、森林が二酸化炭素を吸収できるように管理していくことなどが重要です。



(2) 「生物多様性の損失」

日本では、農地や森林、干潟などが減少しているほか、農地や水路・ため池などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境が喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。

生物多様性の損失を止めるというこれまでの目標から一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせる（＝ネイチャーポジティブ）という強い決意が大切になっています。

生物多様性と私たちの暮らし

生物多様性を基盤とする生態系は、私たちの暮らしに欠かせない食料や水の供給、気候の安定などの様々な恵みを供給しており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

生態系サービスの役割を清川村にあてはめると、農業生産、養豚などの食料の供給する役割や、宮ヶ瀬湖周辺でのレクリエーションなど余暇を支える役割、堂平のブナ林などの水源を支えて気候を調整する役割、八幡神社の社叢林などの文化的神秘的価値をあらわす役割などが挙げられ、住民生活の多くが生態系サービスに支えられていることが見えてきます。

供給サービス



- ・食料
- ・水
- ・原材料
- ・遺伝資源
- ・薬用資源
- ・観賞資源

調整サービス



- ・大気質調整
- ・気候調整
- ・局所災害の緩和
- ・水量調整
- ・水質浄化
- ・土壌浸食の抑制
- ・地力の維持
- ・花粉媒介
- ・生物学的コントロール

生育・生息地サービス



- ・生息・生育環境の提供
- ・遺伝的多様性の維持

文化的サービス



- ・自然景観の保全
- ・レクリエーションや観光の場と機会
- ・文化、芸術、デザインへのインスピレーション
- ・神秘的体験
- ・科学や教育に関する知識

(3) 「生活環境の汚染」

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こしています。このため、令和3(2021)年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチックの使用は削減することや再使用を行い、必要不可欠な場合は、紙やバイオマスプラスチックなどに切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図るなど、資源循環を促進することが進められています。

また、過去に幅広い用途で使用されてきた有機フッ素化合物などの物質が健康に影響する懸念があり、神奈川県や清川村では水道水や環境中の水の基準値に基づき、水質調査を行うなどの取組が進められています。

環境に配慮するための法制度

環境に配慮した事業活動を進めていくためには、環境負荷の少ない製品やサービスを調達・利用することが必要です。

こうした事業活動は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、製品やサービスを提供する側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていくことができると考えられます。

こうした事業活動を促進するための法制度として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」といいます。)や、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」といいます。)があります。

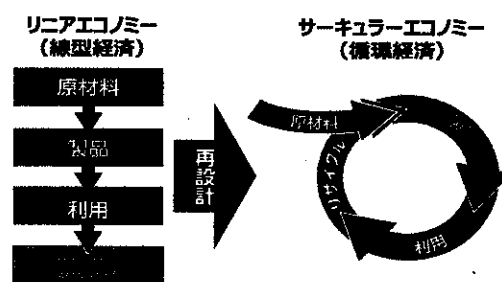
グリーン購入法は、国などの公的機関が率先して、環境負荷の少ない製品やサービス(環境物品)の調達を推進するとともに、環境物品などの情報を提供することなどによって、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

また、環境配慮契約法は、国や地方公共団体などの公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービスなどを提供する事業者と契約を行う仕組みを作ることで、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものです。

2. 今後の取組の方向性と目指す社会像

(1) 線形経済から循環経済への転換

今後、人類が生存していくためには、多くのものを所有するなど物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム（線形経済）」から、一つのことを修理しながら大切に使い、コミュニティー活動などで環境を守っていくといった、心の豊かさにもつながる「循環・高付加価値型の経済社会システム」（循環経済）への転換が必要です。



線形経済と循環経済のイメージ図

出典：環境・循環社会・生物多様性白書（令和3年版）

私たちが、持続可能な社会を目指していくためには、「環境収容力を守り、環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる社会」を目指す必要があります。

(2) SDGs（持続的な開発目標）との連携

SDGsは、平成27（2015）年に国連が採択した、令和12（2030）年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットから構成される、いわば地球規模での課題解決の指針です。

本計画は、清川村において環境問題に対する具体的な行動を起こすための計画であり、SDGsと連携し、清川村の様々な課題解決と地球規模での目標達成を同時に進めていきます。つまり、本計画を推進することで、SDGsの達成やSDGsが目指す持続可能な社会を築くことにつながっていきます。

(3) 目指す社会像

清川村には豊かな自然があり、また、宮ヶ瀬湖は、神奈川県下16市5町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」となっています。今後、こうした豊かな自然を守り、さらに環境の質を上げることによって経済と社会全体が成長・発展できる村を目指す必要があります。

このためには、村民、事業者、滞在者及び村が協働して環境に関する理解を深め、環境保全活動への参加、環境に配慮した消費行動を行っていくことなど、連携の仕組みづくりが重要となります。

第3章 清川村の概況

1. 概況

清川村は、県内北西部の東丹沢山麓に位置し、北東は仏果連山を境に愛甲郡愛川町、厚木市、北西は、丹沢山塊を境に相模原市、足柄上郡山北町、南は秦野市、厚木市に接しています。新宿から電車とバスで約1時間半、新横浜から車で約1時間、隣の厚木市には車で20～30分ほどの距離にあり、首都圏から来村しやすい位置にある神奈川県唯一の村です。



村域は、東西12.6キロメートル、南北9キロメートル、面積は71.24平方キロメートルです。面積の約90%が山林で占められており、村全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。これら公園内における開発行為に当たっては、清川村特定地域土地利用計画をはじめ、清川村開発指導条例などにより環境に配慮した秩序ある開発を誘導しています。

昭和31(1956)年に煤ヶ谷村と宮ヶ瀬村が合併し誕生した清川村は、丹沢山系の山々が育む豊かな自然に囲まれています。宮ヶ瀬湖につながる塩水川、本谷川、布川などの支流が中津川になり、その山々の水源涵養林が、神奈川県の水がめを支えています。

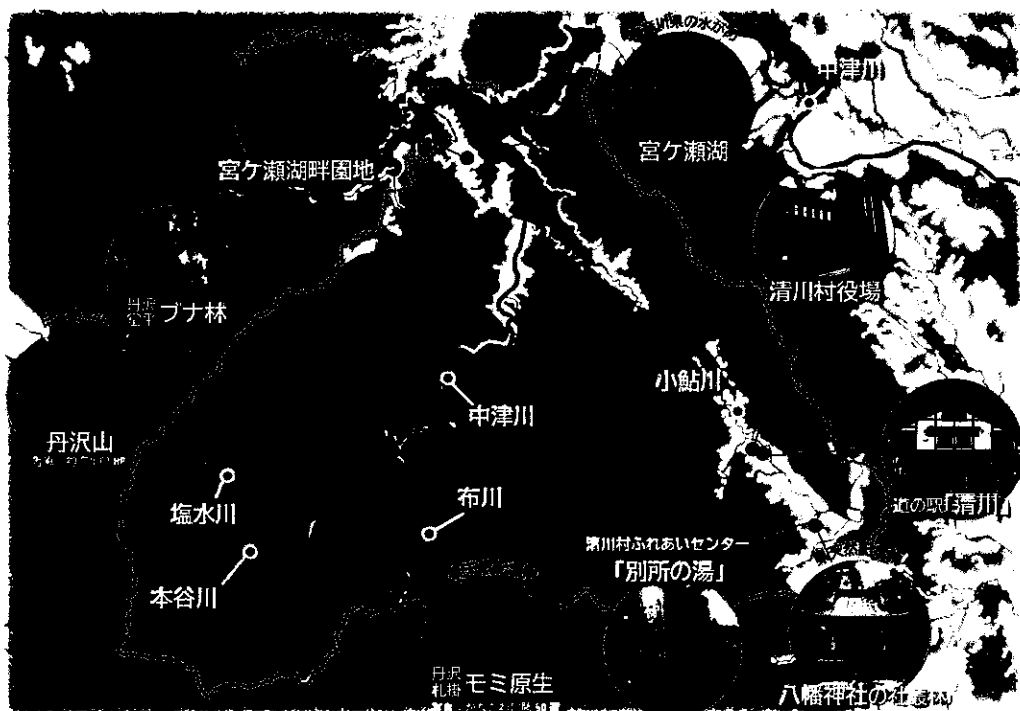


図 3.1 清川村の概況 (主要公共施設、特筆すべき自然環境)

(1) アンケート調査結果から (清川村の環境のイメージ)

住民 (成人)、小中学生を対象としたアンケート調査で、「清川村の環境イメージ」をお尋ねしたところ、それぞれ次のような回答が見られました。

① 住民 (成人)

最も多かった回答は「空気がきれい」の 58.9%、次いで「美しい山々がある」の 41.1%、「自然に親しむゆとりある空間が多い」の 31.8%となっています。

このように、清川村は、空気が清涼で、美しい山々の中で自然に親しむことのできる村と住民 (成人) の多くが感じています。

一方で、「農地や山林など緑豊か」、「ごみの散乱がなく清潔」などに関するイメージは高くはなく、課題があることが示唆されます。

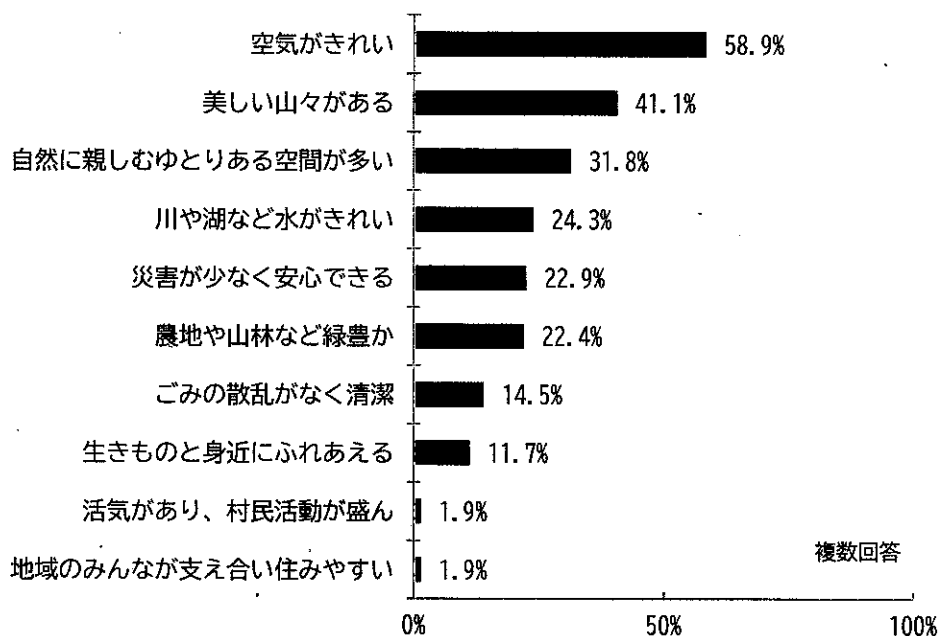


図 3.2 清川村の環境イメージとして、あなたが思う内容を選んでください。(住民 (成人))

② 小中学生

小中学生では、住民（成人）と同様、最も多かった回答は「空気がきれい」の92.9%、次いで「自然に親しむ場所が多い」の75%、同率で「美しい山々がある」となっています。

住民（成人）と異なる点として、「生きものと身近にふれあえる」との回答が71.4%と住民（成人）よりも高い数値となっていることが挙げられます。

「ごみの散乱がなく清潔」は32.1%で、住民（成人）と同様低い値となっています。

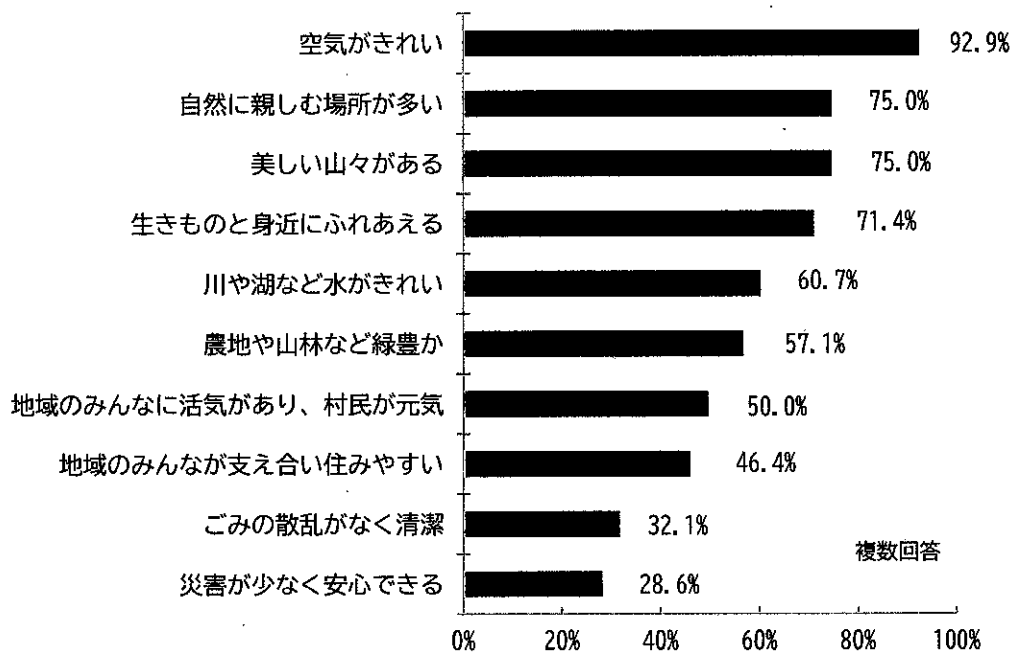


図 3.3 清川村の環境イメージとして、あなたが思う内容を選んでください。（小中学生）

2. 社会状況

(1) 人口・世帯

清川村の人口は、近年減少傾向にあり、最新年度の令和 6（2024）年には 2,868 人となっています。近年の人口のピークである平成 20（2008）年の 3,566 人と比較して 698 人の減少となっています。

世帯数は、平成 21（2009）年の 1,215 世帯まで増加を続けていましたが、近年は横ばいの傾向にあり、令和 6（2024）年は 1,136 世帯となっています。

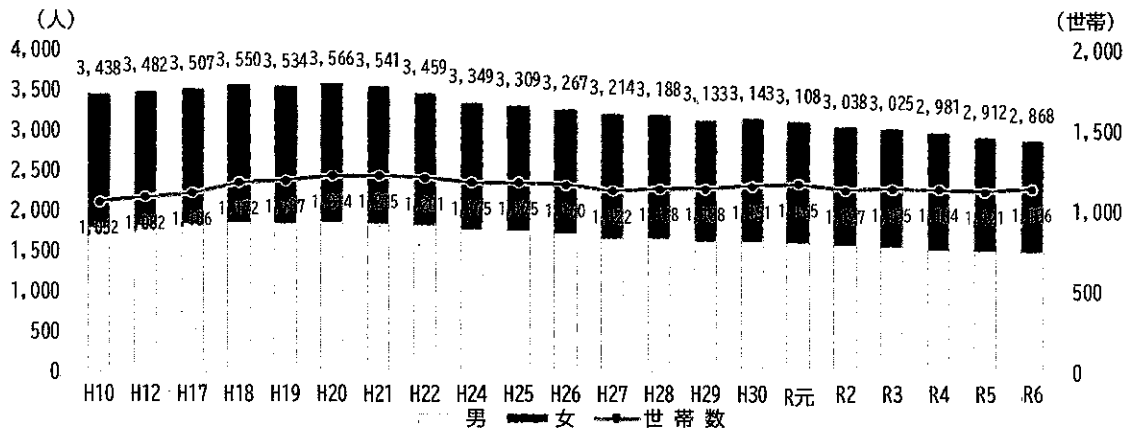


図 3.4 清川村の人口推移

出典：清川村統計要覧

(2) 産業

① 産業別事業所数

令和 3（2021）年現在の清川村の事業所数は 143 事業所で、産業別に多い順に建設業 20 事業所、宿泊業、飲食サービス業 19 事業所、卸売業、小売業 17 事業所、製造業 16 事業所、農林漁業 11 事業所となっています。

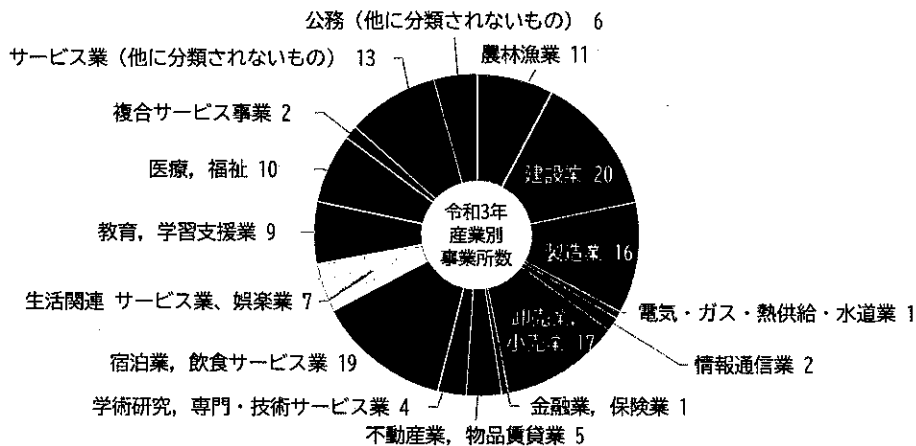


図 3.5 清川村の産業別事業所数

出典：清川村統計要覧

② 製造業種別製造品出荷額

清川村の製造品出荷額は平成 28 (2016)年の 7,782 百万円から減少傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年以降は横ばいで、令和 5 (2023) 年の製造品出荷額は 6,505 百万円となっています。

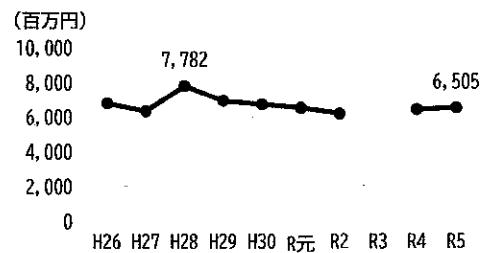


図 3.6 清川村の製造品出荷額
出典：清川村統計要覧 (R3 年は統計値なし)

(3) 農業

① 概況

清川村の農家数は、年々減少傾向にあり、令和 2 (2020 年) は準主業農家 4 戸、副業的農家の農家 17 戸となっています。

経営耕地面積も減少しており、昭和 55(1980)年に 7,882a から、令和 2(2020)年の 1,341a まで減少しています。

作物別の収穫面積をみると、令和 2 (2020)年では多くが工芸作物(主に茶)で平成初期に見られた稲はほとんど見られなくなっています。

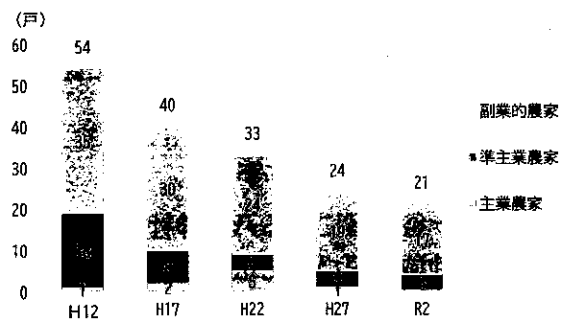


図 3.7 主副業別の農家数
出典：農林業センサス

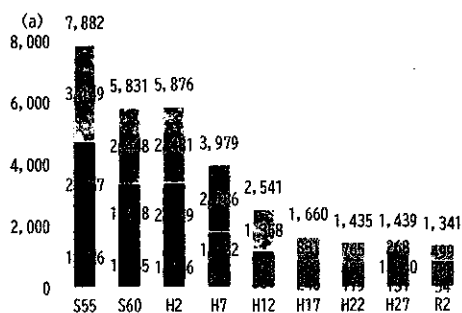


図 3.8 経営耕地面積
出典：農林業センサス

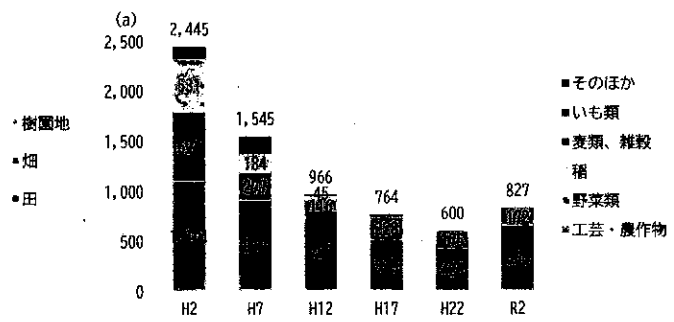


図 3.9 作物別の収穫面積
出典：農林業センサス

(4) アンケート調査結果から（農地に対する満足度）

住民（成人）、事業者を対象としたアンケート調査で、「農地の豊かさ」に関する満足度をお尋ねしたところ、「満足」と「やや満足」をあわせた値は、住民（成人）で59.9%、事業者で72.4%となっています。一方で、「不満」と「やや不満」をあわせた値は、住民（成人）で34.6%、事業者で27.6%となっています。これは、不耕作農地の増加が不満感に繋がっているものと考えられます。

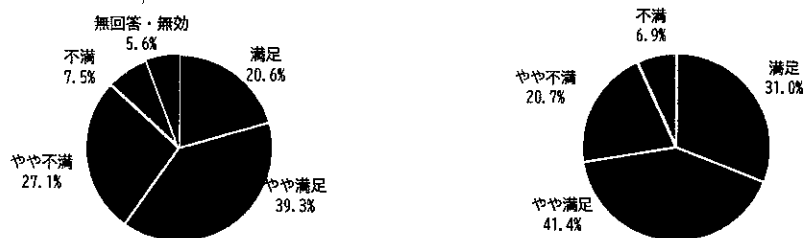


図 3.10 農地の豊かさに対する満足度（左：住民（成人）、右：事業者）

(5) 文化・伝統行事

煤ヶ谷地区にある八幡神社の禮大祭、宮ヶ瀬地区にある八坂神社の八坂祭、どんど焼など地域に根づいた伝統的なお祭りが四季を通じて毎年催されるほか、村の一大イベントとなる青龍祭、宮ヶ瀬クリスマスが開催されています。

青龍祭

江戸時代から昭和初期にかけて行われた雨乞い行事を再現した「青龍祭」が毎年行われており、祭りに向けてタケの切り出し、カヤ場の管理やカヤ刈りが行われています。

こうした取組は住民同士のつながりを作り出しています。



青龍祭

宮ヶ瀬クリスマス

宮ヶ瀬湖畔園地一帯を会場に開催される「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」は、令和7(2025)年で39回目を迎えました。

宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどいでは、宮ヶ瀬湖のほとりの約30メートルある自生のもみの木のジャンボクリスマスツリーが約1万個の電球で飾られ、宮ヶ瀬湖畔が優しい光に包まれます。



自生のもみの木のジャンボクリスマスツリー

3. 自然環境

(1) 植生など

東丹沢山麓に位置する清川村は、村全域が丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園に指定されており、日本百名山の丹沢山や札掛モミの原生林、堂平のブナ林など、美しい山並みがあります。

令和7年(2025年)現在、国の特別天然記念物としてカモシカが指定されているほか、県天然記念物として丹沢札掛のモミの原生林(神奈川県所有)、煤ヶ谷八幡神社の社叢林(八幡神社所有)が指定されています。

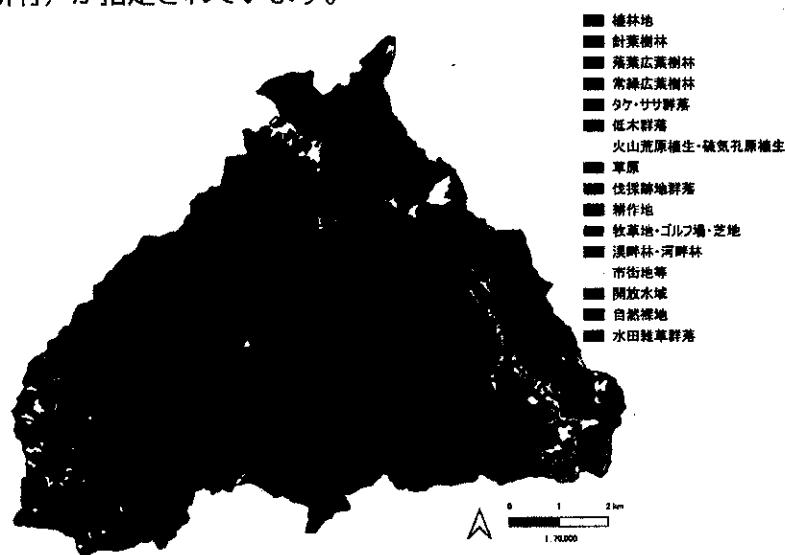


図 3.11 植生図

出典：環境省

(2) 人と自然とのふれあいの場

村内には、宮ヶ瀬湖畔園地をはじめ、道の駅「清川」といった観光施設のほか、キャンプ場やハイキングコースなど、豊かな自然とふれあうことのできる環境が多く整備されています。

(3) 地域の根づいた食文化

村に伝わる郷土料理は、昔は貴重な米をかさ増しするため、地域で採れた大根やいもなどの野菜を煮つけ、米と混ぜ合わせたごはん「かて飯」や、冬になると地域で採れた根菜類や鉄手作りのこんにゃくを入れて作る「けんちん汁」などがあり、今でも日常の食卓で大切に受け継がれています。

近年では、村の豊かな土壌で育つ「ハーリック」(葉ニンニク)などの特色ある農産物も加わり、新たな地産地消の形を形成しています。なお、道の駅「清川」でも四季折々いろいろな野菜が販売されています。

(4) 農地及び周辺の自然環境

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、不耕作地が増加しています。森林の環境変化に伴い、シカやイノシシ、サルなどによる農作物への被害が増加し、農業従事者の耕作意欲が低減するという悪循環も生じています。また、ヤマビルの生息域が住宅地周辺にまで拡大し、村民の日常生活に悪影響を及ぼしています。

林業では労働力不足や労働賃金の高騰による木材の伐採・搬出費用が増大しているほか、国内の木材自給率及び価格の低下といった課題があります。

(5) アンケート調査結果から

① 自然環境に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「山林など緑の豊かさ」に関する満足度をお尋ねしたところ、65.9%の方が「満足」と答え、「やや満足」を含めると9割以上の方が「満足」または「やや満足」と答えています。

このことから、清川村は、改めて豊かな緑に囲まれた村ということが言えます。

一方で、「生物の多様性」に関する満足度は、「満足」または「やや満足」と答える方が合わせて約8割みられましたが、「やや不満」や「不満」との回答も2割弱見られます。

自由記述欄にご記入いただいた回答からは、以前に比べて昆虫や川の魚が減少したといった記述や、野生生物との共存に関する課題点の指摘があり、こうしたことなどが不満につながっていると推測されます。また、自然の適切な管理が必要とする指摘も見られています。

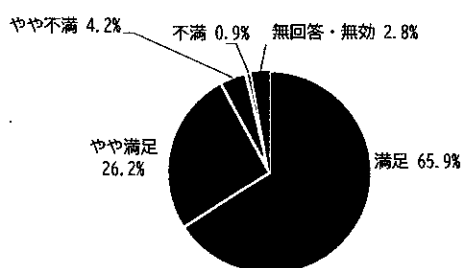


図 3.12 山林など緑の豊かさの満足度（住民（成人））

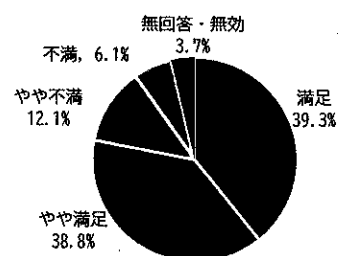


図 3.13 生物の多様性の満足度（住民（成人））

小中学生を対象としたアンケート調査で、「動植物の種類がたくさんあると思うか」とお尋ねしたところ、71.4%の方が「そう思う」と回答しました。

一方で、「分からない」とする回答も約2割みられ、日常的に生物にふれあう機会が少ない子どももいるのではないかと考えられます。

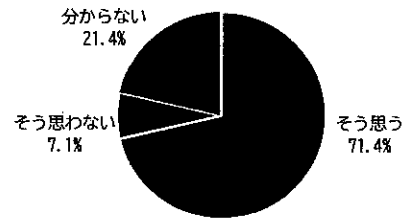


図 3.14 動植物の種類がたくさんあると思うか (小中学生)

また、別の設問で、清川村の自慢したいところについて自由記述欄にご記入いただいた回答では、多くの小中学生が「自然がいっぱいで緑が豊か」、「四季を感じるができる」、「たくさんの動物がいる」といった自然に関する記載が見られました。

そのほか、景色に関することや、食に関する記述などが見られました。

表 3.1 アンケート調査結果-清川村を自慢したいところ (小中学生)

分類	記述内容
自然に関すること (12件)	「自然がいっぱいで緑が豊か」、「四季を感じるができる」、「たまにシカやイノシシが見える」、「たくさんの動物がいる」、「緑がきれいでたくさん植物がある」など
水の良さに関すること (4件)	「水がおいしい」、「川の水などがきれい」など
景色に関すること (4件)	「月が美しい」、「空が開けている」など
食に関すること (2件)	「恵水ポーク」
そのほか (6件)	「森林組合が樹木を管理してくれること」など

② 自然環境に対する働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況」をお尋ねしたところ、5.1%の方が「いつもしている」と答え、「時々している」を含めると15.8%となりました。また、「今後してみたい」とする回答も6割程度見られ、参加しやすい状況ができれば、こうした活動への参加者が増加するのではないかと考えられます。

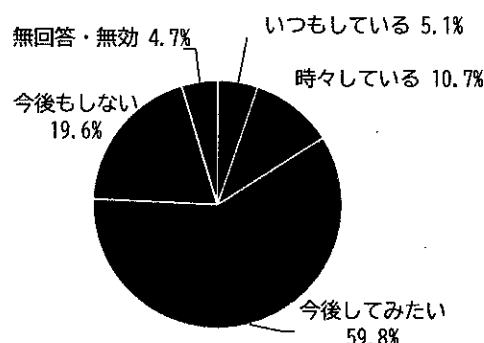


図 3.15 環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況（住民（成人））

小中学生を対象としたアンケート調査で、「どのような環境問題なら知りたいと思うか」をお尋ねしたところ、約6割の方は、「生きものの生態系やつながりなどについて知りたい」と答えており、自然環境分野への強い関心がうかがえます。

事業者を対象としたアンケート調査で、「環境学習などへの協力意向」をお尋ねしたところ、約24%の事業者が「積極的に参加、協力したい」と答えています。

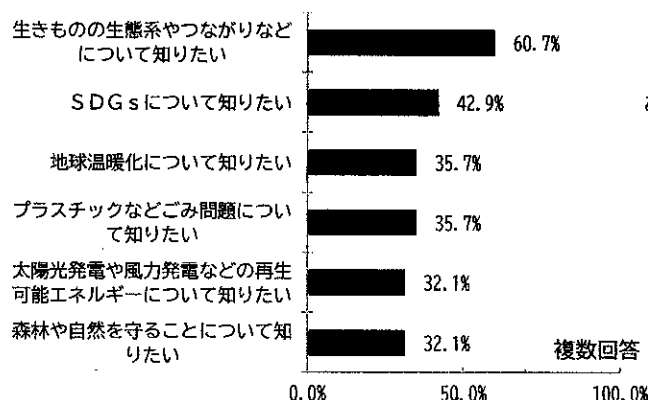


図 3.16 どのような環境問題なら知りたいと思うか（小中学生）

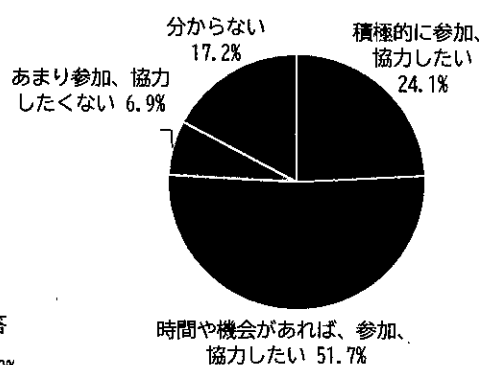


図 3.17 環境学習などへの協力意向（事業者）

これらの結果から、清川村においては、環境講座や自然体験会、農業体験などへの参加状況は高くないものの、今後については成人、子どもともに自然環境に関する学習会や自然体験活動への参加意向があり、開催に当たっては、事業者から事業活動に応じた協力が見込めると考えられます。

4. 生活環境

(1) 大気

神奈川県では、「大気汚染防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」などに基づいて、工場などから排出される大気汚染物質の濃度や総量を規制するほか、九都県市で連携して、旧式ディーゼル車の運行規制を実施するなど、自動車から排出される大気汚染物質を抑制するための取組を行っています。

大気汚染の状況を把握するための測定局は村内には設置されていませんが、近隣の相模原市津久井局、秦野市役所局での令和5(2023)年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び微小粒子状物質(PM_{2.5})は、環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは環境基準を達成できませんでした。

① 二酸化硫黄 (SO₂)

令和5(2023)年度の二酸化硫黄測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の2%除外値が0.001ppm、年平均値が0ppm、秦野市役所局では、日平均値の2%除外値が0.003ppm、年平均値が0.002ppmとなっています。

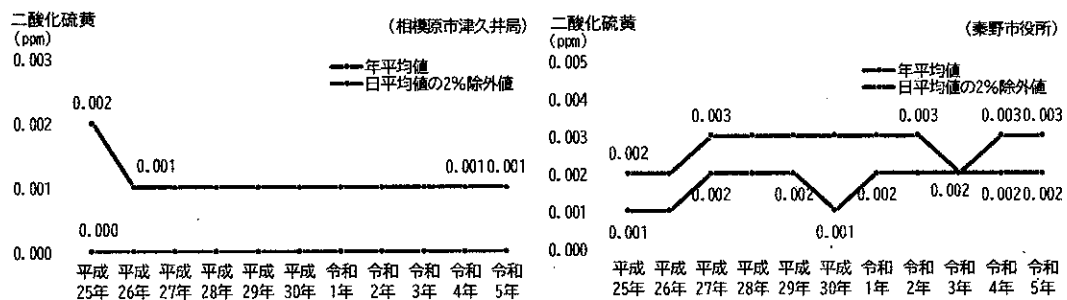


図 3.18 二酸化硫黄の測定結果

② 二酸化窒素 (NO₂)

令和5(2023)年度の二酸化窒素測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の98%値が0.012ppm、年平均値が0.005ppm、秦野市役所局では、日平均値の98%値が0.019ppm、年平均値が0.009ppmとなっています。

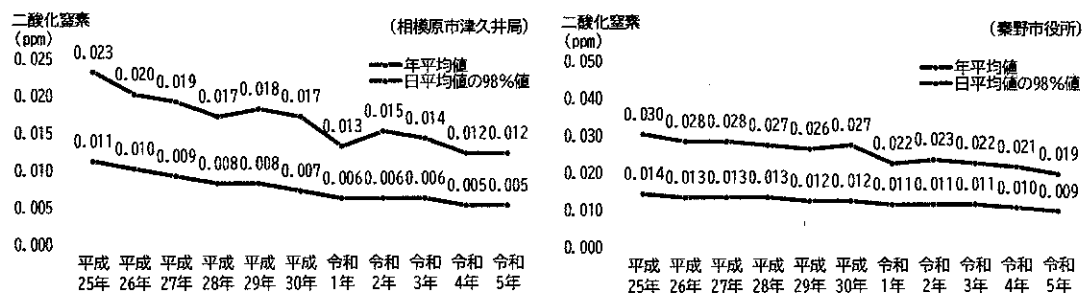


図 3.19 二酸化窒素の測定結果

③ オキシダント (Ox)

令和 5 (2023) 年度のオキシダント測定結果は、昼間の 1 時間値の年平均値が相模原市津久井局では 0.049ppm、秦野市役所局では 0.047ppm となっています。

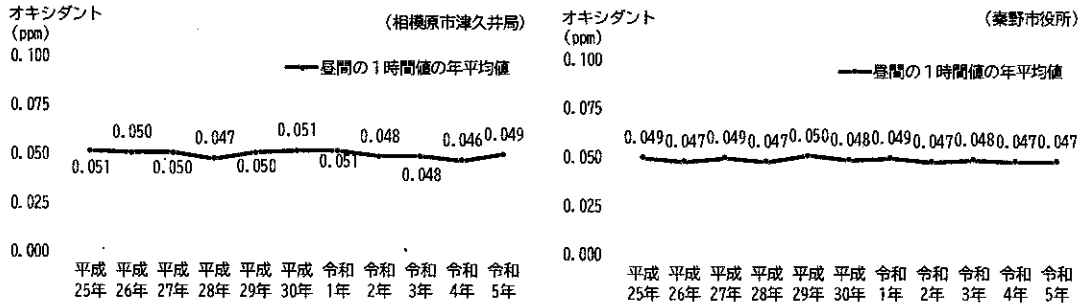


図 3.20 オキシダントの測定結果

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和 5 (2023) 年度の浮遊粒子状物質測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の 2% 除外値が 0.032 mg/m³、年平均値が 0.012 mg/m³、秦野市役所局では、日平均値の 2% 除外値が 0.026 mg/m³、年平均値が 0.012 mg/m³ となっています。

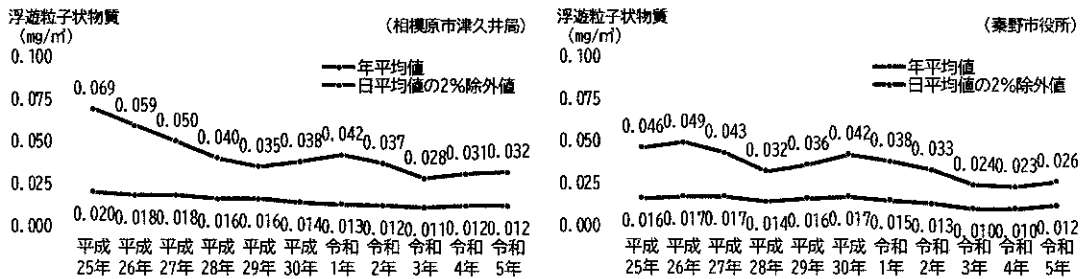


図 3.21 浮遊粒子状物質の測定結果

⑤ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

令和 5 (2023) 年度の微小粒子状物質測定結果は、相模原市津久井局では、日平均値の 98% 値が 20.1 μg/m³、年平均値が 8.0 μg/m³、秦野市役所局では、日平均値の 98% 値が 18.9 μg/m³、年平均値が 8.6 μg/m³ となっています。

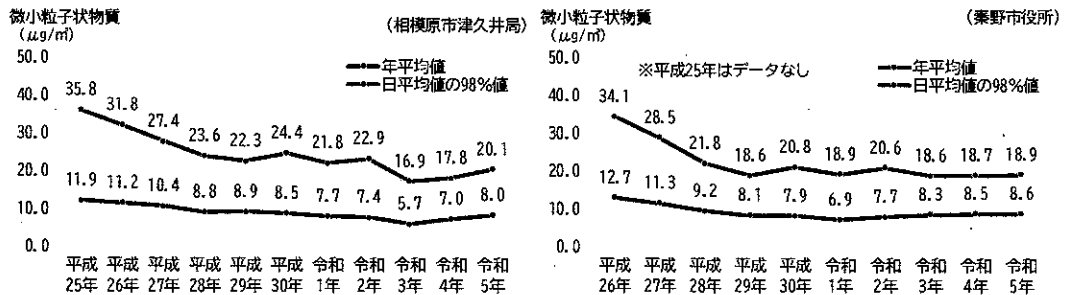


図 3.22 二酸化窒素の測定結果

(2) 宮ヶ瀬湖（宮ヶ瀬ダム）

宮ヶ瀬ダムは、横浜市や川崎市も含む神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給しており、相模川との合流点の下流域で取水する水の量は、1 日最大 130 万 m³となっています。

給水区域は、神奈川県約 2/3 の地域で、県内の多くの家庭や事業所が、この水を毎日の暮らしに使っており、神奈川県の水がめとして、重要な役目を果たしています。

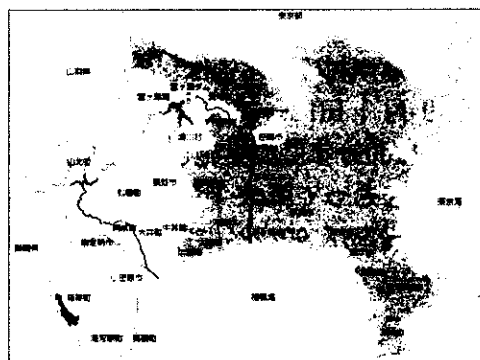


図 3.23 宮ヶ瀬ダムの給水区域
(出典：国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所 HP)

(3) 村営水道

清川村の水道は、中津川起点部を水源とする簡易水道事業により村内に配水しています。

神奈川県では、県内の主要な水道水源において水質基準などに係る水質の監視を体系的・組織的に実施し、将来の水道水質管理に反映させていくため、「神奈川県水道水質管理計画」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、清川村の塩水水源においても水質監視による水質調査が実施されており、安全性が確認されています。

水質監視項目には、近年問題となっている PFOS 及び PFOA の検査項目もあり、令和 7（2025）年 6 月に塩水川水源で実施された調査では、定量下限値未満の結果となっています。なお、定量下限値とは、水質検査に使用している分析機器で正確に測定できる限界の値のことになります。PFOS 及び PFOA の検査結果「5ng/L 未満」の「未満」とは、5ng/L を下回っていることを表します。

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）：独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しないなど）を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤などに用いられてきた化学物質です。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められています。

(4) 下水道

清川村の下水道は、平成9(1997)年9月1日に一部供用を開始し、平成21(2009)年度に実施した面整備工事の完了をもって第1期事業計画における面整備率が99.2%に達し、整備事業が概ね完了しました。平成23(2011)年度に行った全体計画見直しにおいて、計画区域面積を91.3haに見直し、これにより村の下水道整備は概成しています。

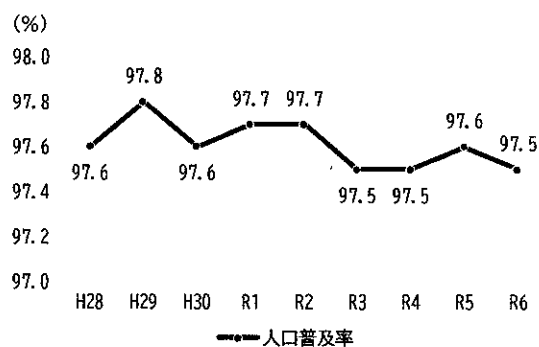


図 3.24 下水道人口普及率 (%)

出典：清川村統計要覧

(5) 騒音・振動・悪臭

清川村では、騒音・振動・悪臭の苦情はほとんど確認されていません。

防犯カメラの設置

清川村では、犯罪防止に資する防犯カメラを県道沿いなどに設置し、運用しています。

赤外線機能を搭載し、夜間も撮影が可能で、24時間作動しています。犯罪や悪質な暴走行為が発生した場合には、画像を提供するなど警察と連携を図っています。

(6) 交通

① 県道

幹線道路（県道）は、新東名高速道路や主要国道のアクセス道路として、村内に約 30 kmが整備されています。

表 3.2 県道の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

No.	路線名	村内延長	橋梁数	橋梁延長	トンネル数	トンネル延長
		m	本	m	箇所	m
1	60 号線（厚木清川）	1,782	1	12	0	0
2	64 号線（伊勢原津久井）	13,307	27	2,748	2	285
3	70 号線（秦野清川）	12,566	29	1,018	3	319.4
4	514 号線（宮ヶ瀬愛川）	2,083	7	473	3	1052.5
合計		29,738	64	4,251	8	1,656.9

出典：清川村統計要覧

② 村道

村道は、約 7 kmが整備されています。清川村の 1 級村道、2 級村道の状況は次のとおりです。

表 3.3 村道の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1 級		供用実道路延長	橋梁延長	未供用延長	総延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
No.	路線名	m	m	m	m	m	%	本
1	谷太郎線	643.8	0.0	0.0	643.8	643.8	100.0	0
2	法輪堂線	1132.2	18.9	0.0	1151.1	1151.1	100.0	3
3	金門線	559.8	0.0	0.0	559.8	559.8	100.0	0
4	清水ヶ丘外周線	599.7	0.0	0.0	599.7	599.7	100.0	0
5	水谷戸線	146.2	0.0	0.0	146.2	146.2	100.0	0
6	山岸外周線	1438.6	123.3	0.0	1561.9	1561.9	100.0	3
合計		4520.3	142.2	0.0	4662.5	4662.5	100.0	6

2 級		供用実道路延長	橋梁延長	未供用延長	総延長	舗装延長	舗装率	橋梁数
No.	路線名	m	m	m	m	m	%	本
1	金門線	543.0	0.0	0.0	543.0	543.0	100.0	0
2	大塚戸線	645.1	8.5	0.0	653.6	653.6	100.0	1
3	高岸線	46.3	13.3	0.0	59.6	59.6	100.0	1
4	片原線	371.0	33.1	0.0	404.1	404.1	100.0	1
5	神野線	222.5	0.0	0.0	222.5	222.5	100.0	0
6	川柳線	219.6	0.0	0.0	219.6	219.6	100.0	0
7	柳梅線	234.4	34.0	0.0	268.4	268.4	100.0	1
8	中原線	134.4	0.0	0.0	134.4	134.4	100.0	0
9	門原線	213.9	0.0	0.0	213.9	213.9	100.0	0
合計		2630.2	88.9	0.0	2719.1	2719.1	100.0	4

出典：清川村統計要覧

③ 交通量

県道 64 号（伊勢原津久井線）は、伊勢原市田中の国道 246 号を起点とし、厚木市や清川村を經由して、相模原市緑区青野原の国道 413 号に至る県央地域の主要な広域幹線道路です。

令和 3（2021）年度の全国道路・街路交通情勢調査、一般交通量調査結果によると、清川村煤ヶ谷での交通量は 7 時から 8 時台と 16 時から 18 時台に多く、500 台/時を超えています。

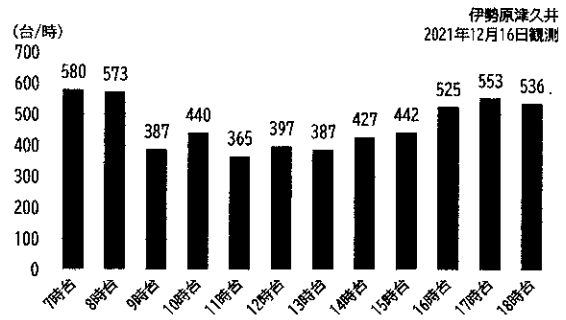


図 3.25 令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果
（伊勢原津久井線・清川村煤ヶ谷）

出典：国土交通省

④ 自動車保有台数

村内の令和 6（2024）年の自動車保有車両数をみると、登録自動車数は 1,865 台、小型二輪 69 台で計 1,934 台となっており、減少傾向にあります。

また、軽自動車など保有台数をみると、軽自動車全体で 1,475 台となっており、増加傾向にあります。

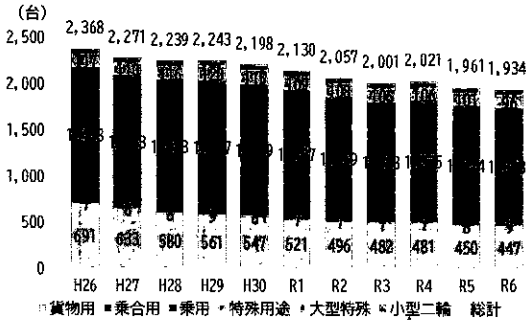


図 3.26 自動車保有車両台数の推移
出典：清川村統計要覧

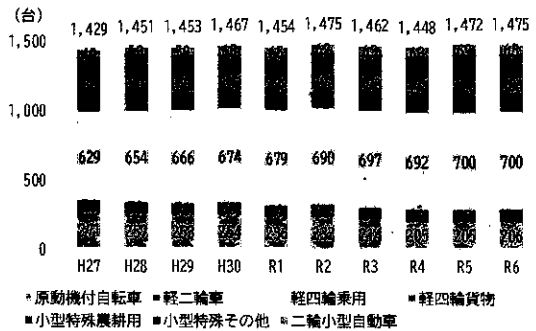


図 3.27 軽自動車など保有台数の推移
出典：清川村統計要覧

(7) アンケート調査結果から

① 生活環境に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「生活環境に関する満足度」をお尋ねしたところ、「満足」と「やや満足」をあわせた数値でみると、「空気がきれい」や「川や水辺、水がきれい」では約 9 割の方が「満足」、「やや満足」と答えています。

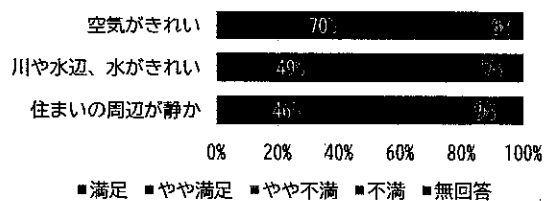


図 3.28 住まい周辺の環境をどのように感じているか（住民（成人））

また、自由記述欄の回答には、事業者からの排水を憂慮する指摘や、水質の定期的な検査と結果についての広報を希望する意見が見られます。

「住まいの周辺が静か」では、「満足」、「やや満足」と答える割合は約8割にとどまり、自由記述欄の回答には、自動車騒音に関する記述が複数見られており、今後の課題といえます。

小中学生を対象としたアンケート調査では、「空気がきれい」については93%が「そう思う」と答えています。また、「川や水辺、水がきれい」、「住まいの周辺が静か」については、6割前後が「そう思う」と答えています。

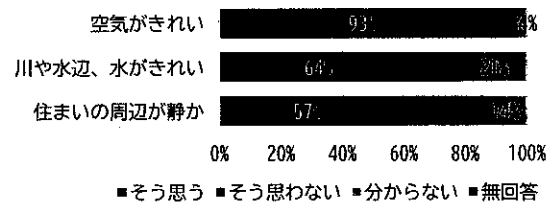


図 3.29 住まい周辺の環境をどのように感じているか（小中学生）

② 生活環境への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「生活環境に関する取組状況」をお尋ねしたところ、エコドライブに関して45.8%が「いつもしている」と答えています。また、生活騒音の近隣への配慮に関しては71.0%が「いつもしている」と答えています。

このように、清川村では生活環境に配慮した生活が行われているものの、取組の余地はまだあると考えられることから、引き続き啓発が必要と考えられます。

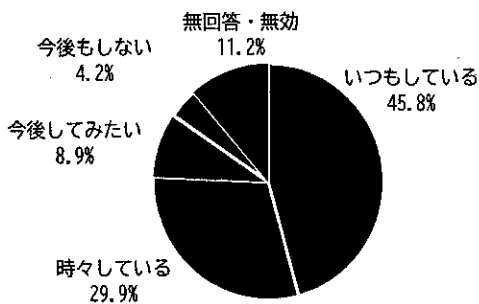


図 3.30 環境にやさしいエコドライブを心がけている（住民（成人））

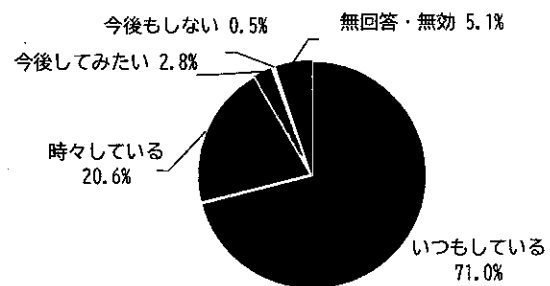


図 3.31 生活騒音など近隣へ配慮している（住民（成人））

5. 廃棄物

(1) ごみ排出量の推移

令和 6 (2024) 年のごみ総排出量は、894t となっています。平成 27 (2005) 年以降減少傾向を示しています。

令和 6 (2024) 年の資源化率は 28.1% となっており、平成 27 (2015) 年以降ほぼ横ばいで推移しています。

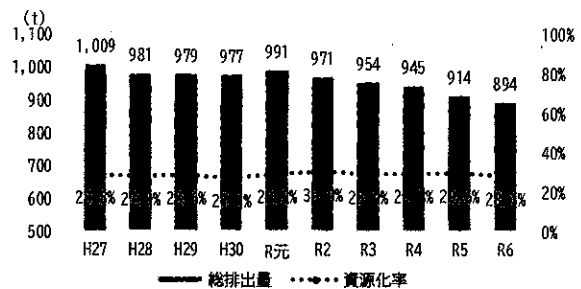


図 3.32 村内のごみの総排出量と資源化率の推移

出典：清川村統計要覧

生活系ごみの 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 30 (2018) 年以降横ばいで推移しています。

令和 5 (2023) 年の生活系ごみの 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、766g/人日となっており、平成 25 (2013) 年と比較して 169g/人日減少しています。

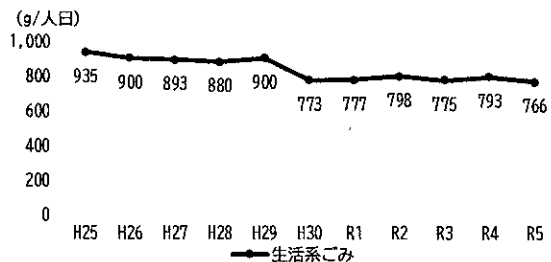


図 3.33 1 人 1 日当たりの排出量

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

(2) ごみ組成分析

令和 6 (2024) 年のごみ質調査結果では、多い順に厨芥類^{ちゅうがい} 47.2%、紙類 33.2%、ビニール・合成樹脂 5.6%、プラスチック製容器包装 5.3%、布類 1.7%となっています。

また、プラスチック製容器包装の分別回収が始まった平成 24 (2012) 年のごみ質調査結果では、多い順に厨芥類 44.3%、紙類 30.0%、ビニール・合成樹脂 9.2%、プラスチック製容器包装 5.0%、布類 2.8%となっています。

令和 6 (2024) 年は、平成 24 (2012) 年と比較して、厨芥類、紙類、プラスチック製容器包装などのプラスチック類の割合が増加、布類、ビニール・合成樹脂の割合が減少しています。

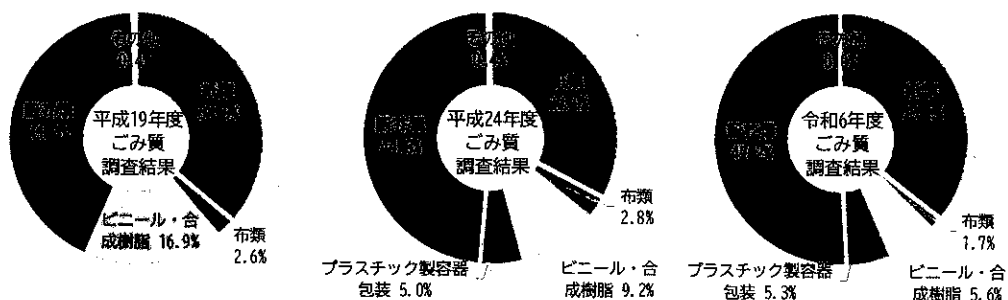


図 3.34 ごみ質調査結果

出典：清川村資料

(3) 不法投棄

令和 6 (2024) 年度の不法投棄件数は 10 件でした。

不法投棄件数は、平成 24 (2012) 年以降減少傾向にありましたが、平成 30 (2018) 年ごろから再び増加傾向にあります。

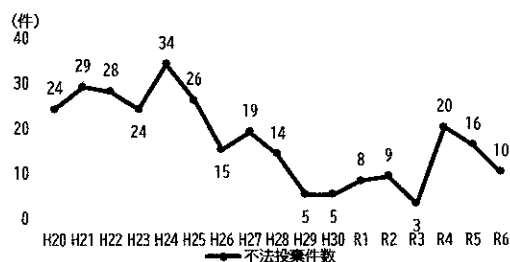


図 3.35 不法投棄件数

※村が報告を受け把握している不法投棄の件数
出典：清川村

ごみのポイ捨てや不法投棄は減少傾向であるものの、後を絶たず、景観の悪化を招いています。



図 3.36 道路沿いの不法投棄の状況

出典：清川村

野焼きについて

野焼き(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却)は、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして火災の原因にもなることから、原則として禁止されています。

また、ドラム缶による焼却や空き地、川べりなどでの、焼却設備を使わない焼却も野焼きに当たります。野焼きはやめましょう。

なお、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤーなどの風俗習慣上の焼却や日常生活を営むうえでの軽微な焼却については、野焼きの対象外となりますが、周辺の住民の方から煙害による苦情が生じた場合は、軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

(4) アンケート調査結果から

① 廃棄物に関する実感

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「廃棄物処理に関する満足度」をお尋ねしたところ、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについては、9割以上の方が「満足」、「やや満足」と答えています。

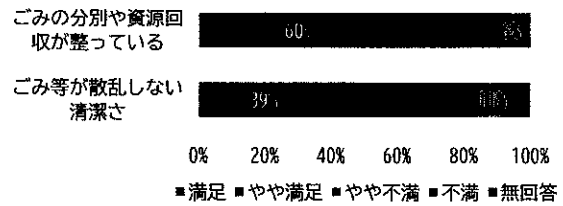


図 3.37 廃棄物処理に関する満足度（住民（成人））

同様の質問を小中学生にお尋ねした結果では、64%の方が「そう思う」と答え、約3割の方は「分からない」と回答しています。この結果から、小中学生の一部は、ごみの分別への関心が低いことがうかがえます。

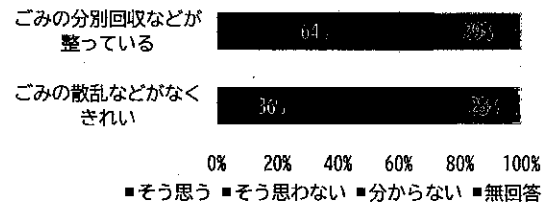


図 3.38 廃棄物処理に関する回答（小中学生）

住民（成人）対象としたアンケート調査で、「ごみなどが散乱しない清潔さに関する満足度」をお尋ねしたところ、約8割の方が「満足」、または、「やや満足」と答えています。一方で、「不満」、「やや不満」とする回答も併せて1割以上見られました。

同様の質問を小中学生にお尋ねした結果では、ごみの散乱などがなくきれいについては、「そう思う」は36%にとどまっています。

住民（成人）アンケート調査での自由記述欄には、ごみ出しマナーが一部で良くない状況が見られ、ごみの散乱に繋がっていることなどの指摘がありました。また、クリーンキャンペーンについては、地域の交流の場にもなっているとして、こうした取組を広げていければといった意見が見られました。

② 廃棄物分野への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組」をお尋ねしたところ、「いつもしている」と答える割合は、「買い物袋を持参するなど過剰包装は断っている」の65%、「食べものを大切に、食品ロスや生ごみを減らしている」の53%、「環境ラベル商品や地場産品を使っている」の28%、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」の22%の順となっています。

買い物袋の持参はごみの散乱防止やプラスチックごみ対策に、食品ロスの削減はごみの減量に、環境ラベル商品の使用や使い捨て製品の抑制はリサイクルの促進やごみの減量に役立つ取組です。アンケートの結果から、どの取組も改善の余地があると考えられます。

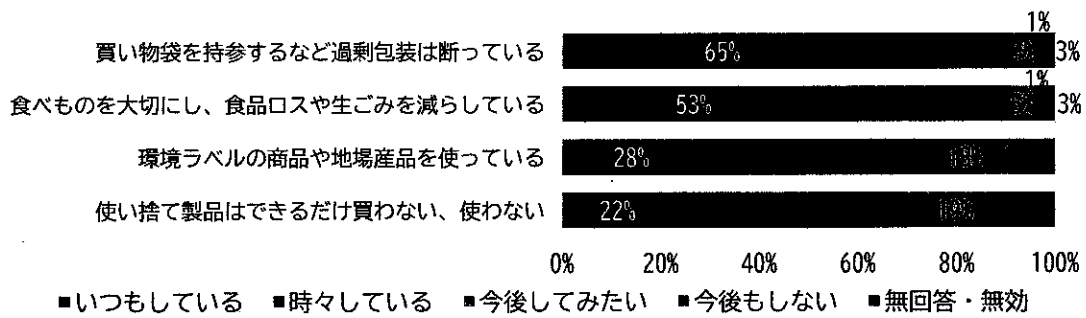


図 3.39 環境に関する取組（住民（成人））

次に、小中学生を対象としたアンケート調査で、「環境を守ることにつながる行動」についてお尋ねしたところ、「食事は残さず食べるよう心がけている」については75%が取り組んでいると答えています。一方で、「家でごみを分別して出すことを手伝っている」や、「自分から進んでごみを拾っている」など、改善の余地のある取組も見られます。

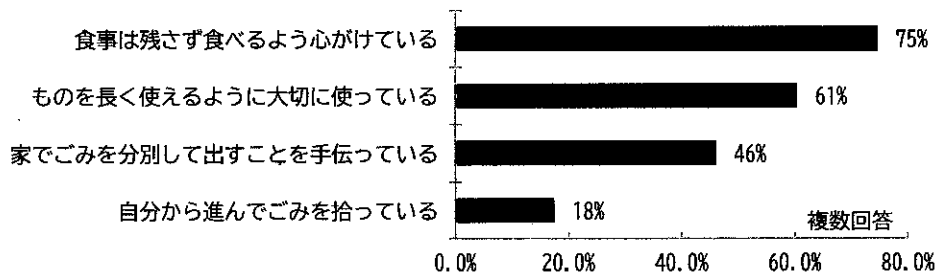


図 3.40 環境を守ることにつながる行動（小中学生）

事業者を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組」をお尋ねしたところ、「食品ロスや生ごみを減らしている」、「過剰包装は断っている」、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」、「グリーン購入を実施している」の項目で、「いつもしている」割合が7~28%となっており、改善の余地があると考えられます。

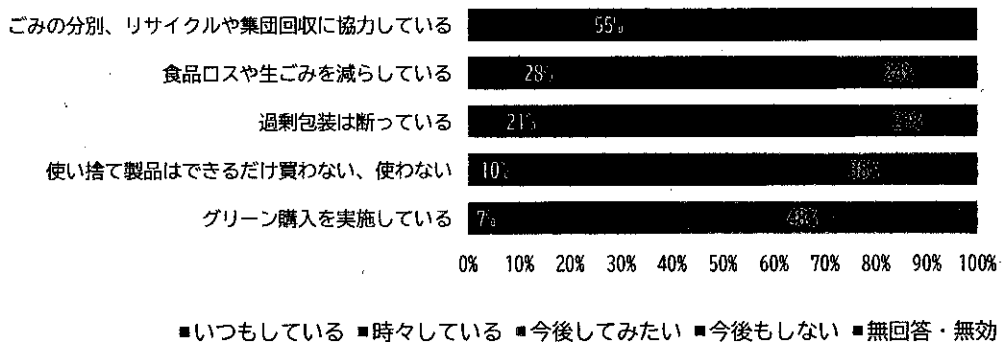


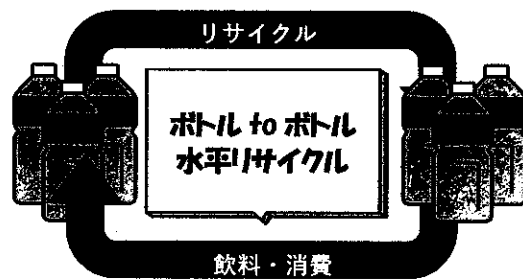
図 3.41 環境に関する取組（事業者）

B to Bの取組について

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することを「ボトル to ボトル」水平リサイクルといい、ペットボトルを資源として何度も循環することができ、新規化石由来原料の使用量削減とCO₂排出量の削減に寄与することが可能となります。

メカニカルリサイクル※による「ボトル to ボトル」水平リサイクルは環境負荷（原料調達からプリフォーム製造までの工程におけるCO₂排出量）が最も少ないリサイクル手法であり、清川村では民間企業と協働で「ボトル to ボトル」水平リサイクルを推進しています。

※メカニカルリサイクル：マテリアルリサイクル（使用済みのペットボトルを粉砕・洗浄などの処理を行い、再びペットボトルの原料とすること）で得られた再生樹脂をさらに高温・減圧下で一定時間の処理を行い、再生材中の不純物を除去し、飲料容器に適した品質のPET樹脂にする方法



6. 地球環境（気候変動）

（1）気温の状況

清川村で観測された平均気温は上昇傾向となっています。

令和 6（2024）年の平均気温は、16.1℃となっており、平成 12（2000）年の14.5℃から 1.6℃上昇しています。

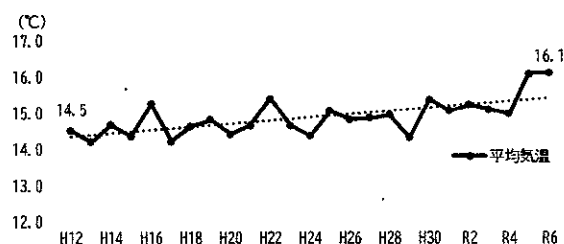


図 3.42 気温の推移

資料：清川村

（2）温室効果ガス排出量

① 温室効果ガスの部門別割合

令和 4（2022）年度の清川村の温室効果ガス排出量の部門別割合は、産業部門の 45.1%が最も大きく、次いで運輸部門の 29.8%、業務その他部門の 13.2%、家庭部門の 11.9%となっています。

全国や神奈川県全体に比べて運輸部門の割合が高いことが特徴です。

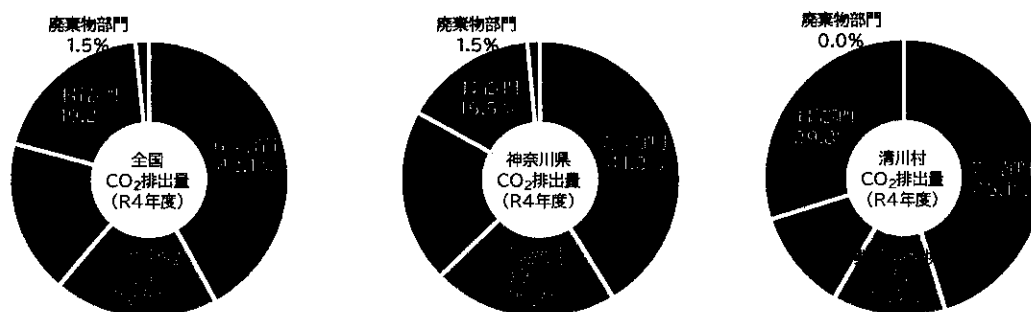


図 3.43 排出部門別割合

出典：環境省自治体排出量カルテ

② 温室効果ガス排出量の推移

清川村における令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は 26.6 千 t-CO₂ で、基準年度（平成 25（2013）年度）の 35.5 千 t-CO₂ より 8.9 千 t-CO₂ 少なくなっています。

令和 4（2022）年度は、全部門合計で、基準年度（平成 25（2013）年度）に比べて 25.1%減となっています。

基準年度からの削減率が高い部門別順に、業務その他部門 40.3%減、運輸部門 25.5%減、産業部門 21.0%減、家庭部門 16.6%減となっています。

t-CO₂：温室効果ガスの排出量を表す単位で、二酸化炭素換算の重量を表します。

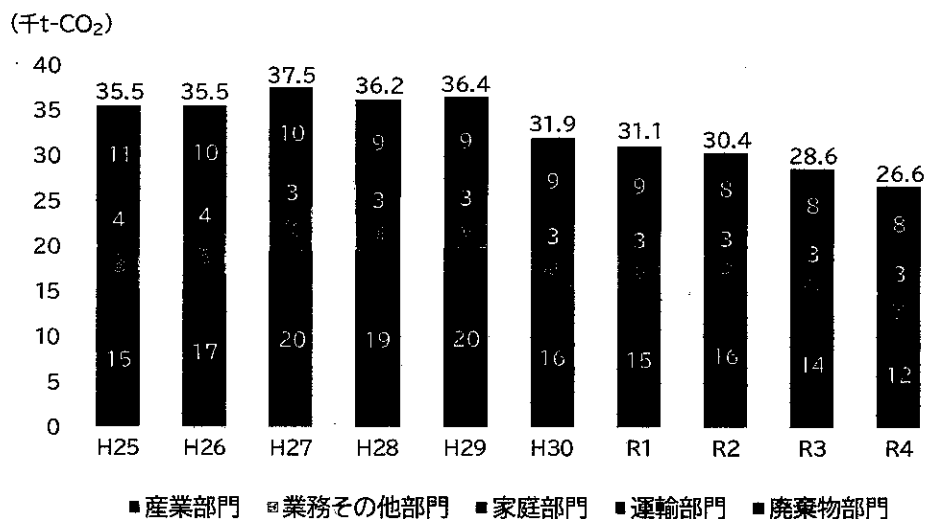


図 3.44 温室効果ガス排出量の推移

出典：環境省自治体排出量カルテ

(3) 森林吸収

森林整備などにより森林を管理することで吸収された温室効果ガスの量を認証する国の制度を活用し、クレジットとして売却することで、森林整備などに係る財源の確保を図る試みが行われています。

清川村の行政区域面積 7,124 ヘクタールのうち、地域森林計画の対象民有林面積は 6,361.38 ヘクタールで、村の面積の約 90%を占めており、蓄積量は 1,559,764 m³を有しています。そのうち、スギを主体とした人工林の面積は 2,194.53 ヘクタールであり、人工林率 34.5%、また、その蓄積量は 897,542 m³で、ha 当たりの蓄積量は 409 m³であり、スギ・ヒノキの人工林 2,188.76 ヘクタールのうち、7 齢級以下の面積は 306.61 ヘクタール (14.0%) となっています。なお、平成 30 (2018) 年から令和 5 (2023) 年の森林による温室効果ガス吸収量は、22.5 千 t-CO₂/年でした。

このような現状から、引続き間伐を主体とした整備事業を展開し、地域に適合した育林体系と施業技術体系の確立を目指す必要があります。

(4) J-クレジット制度

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ などの排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ などの吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

清川村では、村有林を対象に J-クレジット制度の取組を進めています。

(5) アンケート調査結果から

① 住民（成人）のもつ気候変動に関する実感

近年、特に夏場の気温上昇が顕著で、熱中症による健康被害が懸念されています。

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「熱中症などからの安心さ」に関する満足度をお尋ねしたところ、約4人に1人が「やや不満」、「不満」と回答しました。この結果からも住民（成人）が熱中症などに対する危機感を持っていることがうかがえます。

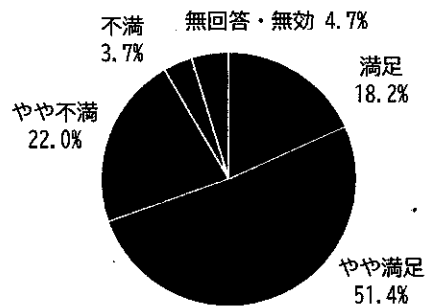


図 3.45 熱中症などからの安心さの満足度（住民（成人））

また、地球の温暖化によって、気候の変化が顕著にみられるようになっており、台風被害の増大や、豪雨災害の頻度が高くなっています。

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「自然災害からの安心さ」に関する満足度をお尋ねしたところ、約4人に1人が「やや不満」、「不満」と回答しました。

自然災害は気象災害だけではなく、気候変動に適応できるように準備を行うことが課題といえます。

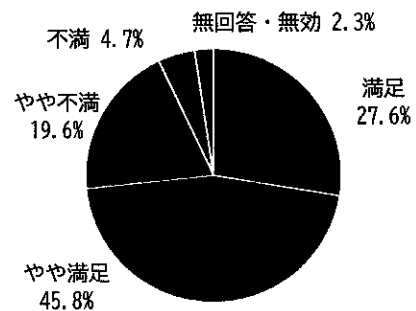


図 3.46 自然災害からの安心さの満足度（住民（成人））

自由記述欄にご記入いただいた回答には、夏場の暑さのために農作業に影響が生じていることや、生産活動に影響が出ているといった意見が見られました。

また、健康被害対策や災害への備えを公共に求める意見のほか、日陰づくりとして自宅の庭に樹木を植え始めたといった意見が見られました。

② 地球環境分野への働きかけの状況

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用」についてお尋ねしたところ、「LED照明への切り替え」や「エネルギー消費のチェック」は半数程度が「利用している」と答える一方で、「住宅用太陽光発電設備」や、「再生可能エネルギー発電による電力の使用（購入）」では1割より低い値となっています。

自由記述欄で「どのようなきっかけがあれば導入しようと思うか」との問いに答えた45人の中で、「補助制度があれば」との回答が12件、「費用が確保できれば」とする回答が12件で、費用面が導入の支障になっていることがうかがえます。

また、「費用対効果があれば」とする回答（7件）や、「太陽光パネルなどの使用後の廃棄問題」についても言及する意見も見られました。

こうしたことから、脱炭素化に関わる設備のメリットやデメリットについての普及啓発や、費用面の課題解決策についても今後検討していく必要があります。

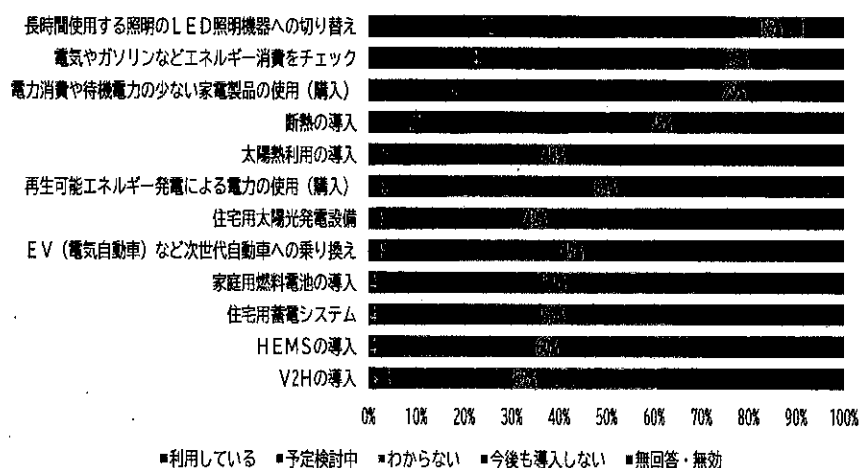


図 3.47 エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用について（住民（成人））

事業者を対象としたアンケート調査で、「エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用」についてお尋ねしたところ、「LED 照明などの高効率照明の導入」は 48%が「利用している」と答える一方で、そのほかの取組は 2 割程度以下の利用にとどまっています。

一方で、「利用している」と「予定検討中」という回答をあわせて概ね 5 割以上になっている取組には、「省エネ法規制による使用エネルギーの削減」、「蓄電池システムの導入」、「次世代自動車の導入」、「CO₂ 排出係数の低い電力会社の利用」などがあります。こうした導入の予定や検討を導入に向けて後押しできるように、特に小規模事業者に向けた行政による情報提供などが必要と考えられます。

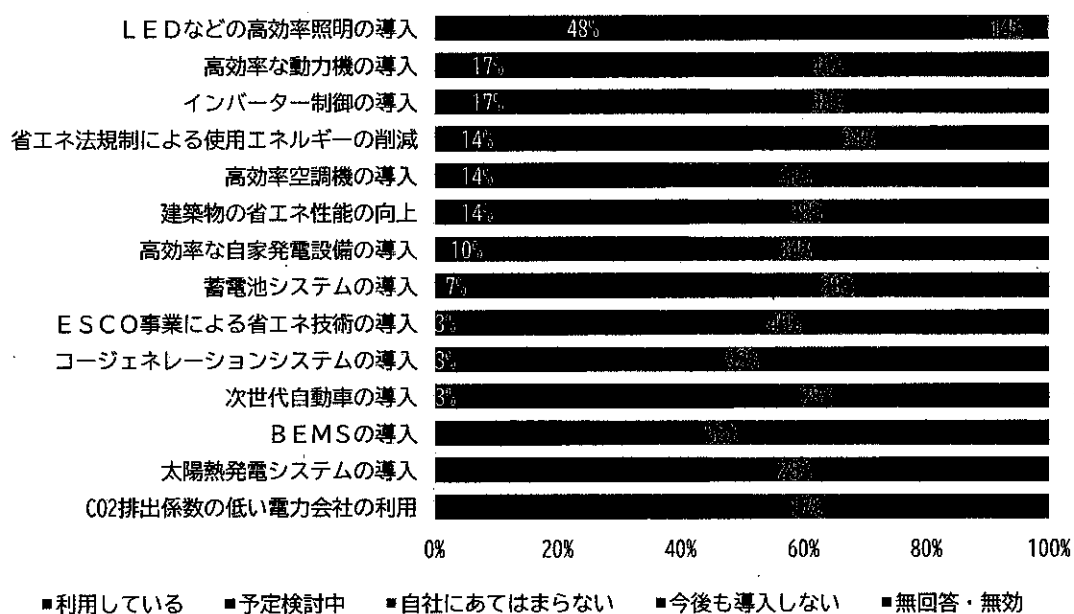


図 3.48 エネルギーの有効活用に係る設備などの導入や利用について（事業者）

第4章 清川村の環境課題、今後の方向性

1. 自然環境の保全

(1) 現状のまとめ

- 東丹沢山麓に位置する清川村は、その全域が丹沢大山国定公園及び神奈川県立丹沢大山自然公園に指定されており、日本百名山の丹沢山や札掛モミの原生林、堂平のブナ林など、美しい山並みが広がっています。
- アンケート調査の結果、清川村は、住民（成人）からも緑豊かな村と評価されています。
- 小中学生も清川村の自然の豊かさを認識しており、特に自然の豊かさについて誇りを持っていることがうかがえます。
- 村内の生物多様性についての満足度は高い一方で、以前に比べて昆虫や川の魚が減少しているといった意見や、野生生物との共存が課題であるとの指摘も見られました。
- 小中学生の中には、日常的に自然にふれあう機会が少ない子どももいる可能性があります。
- 住民（成人）の環境講座や自然体験会への参加は、「いつもしている」人は5.1%と少なく、「時々している」との回答を合わせても15%程度にとどまっています。しかし「今後してみたい」と考えている人は約6割おり、参加しやすい環境が整えば、参加者が増える可能性があります。
- 小中学生は、生態系や生きもののつながりなど、自然環境に関する学習への関心が非常に高いことがわかりました。
- 事業者では、事業活動で得た環境に関する知識や技術を地域に還元したいと考えている事業者が存在します。

(2) 今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、自然環境の保全・活用に向けて清川村が取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「農地や山林の保全と活用」と答える割合が最も多く、6割強見られました。

また、「水源水（清流）の保全と活用」についても6割弱が取り組んでいくべきとしています。

日本国内では、農地や森林、干潟などが減少しているほか、農地や水路・ため池などの人間の働きかけを通じて形成されてきた自然環境が喪失・劣化して、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあります。

こうした中で、豊かな自然が残される清川村において、村民、事業者、滞在者及び村が協働して農地や自然環境に関する理解を深め、住宅地周辺の環境保全活動を行い、よりよい自然環境を創出していくことが課題といえます。また、豊かな自然を生かして、子どもたちに関心の高い自然環境に関する環境学習を進めていく村独自の取組も望まれます。

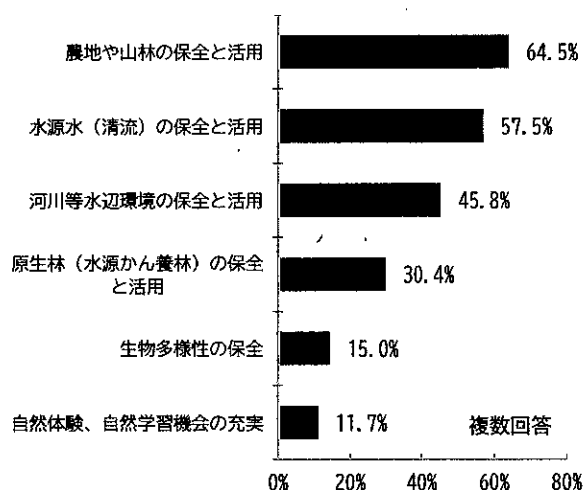


図 4.1 自然環境の保全・活用に向けて清川村が取り組むべきこと（住民（成人））

2. 生活環境の保全

(1) 現状のまとめ

- 宮ヶ瀬湖は、神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」です。
- 清川村の水道は、中津川起点部を水源とする簡易水道事業により村内に配水しており、塩水水源において行われた調査で安全性が確認されています。
- 大気環境について、近隣の相模原市津久井局、秦野市役所局での令和 5（2023）年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基準を達成していました。しかし、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。
- アンケート調査では、住まいの周辺の空気と水のきれいさについて高い満足度が示される一方で、一部からは、事業者からの排水に対する懸念や、PFAS（有機フッ素化合物）などに対する懸念が示されています。
- 村内の幹線道路（県道）は、新東名高速道路や主要国道のアクセス道路として機能し

ており、通勤・通学時や休日の交通量が多くなります。住民（成人）、小中学生を対象としたアンケート調査では、空気や水に比べると「静けさ」に対する満足度は、やや低い傾向が見られ、特に自動車騒音に関する不満が見られました。

（2）今後の方向性

住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、生活環境の保全に向けて清川村が取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「鳥獣被害対策」を要望する回答が半数以上見られました。次いで、「騒音、振動や悪臭の防止」となっています。

日本国内では、プラスチックごみや化学物質などによる環境の汚染が深刻な問題となっています。

こうした中で、神奈川県の水源地でもある清川村の水環境を保全するためには、生活排水や事業所からの排水による水質汚濁を防ぐ対策を村民、事業者、滞在者及び村が協力して取り組んでいくことが必要です。

また、道路騒音の低減については、道路改良などの対策も有効であるため、県道の改修を神奈川県に要請するとともに、必要に応じて村道を改修していくことも必要です。

さらに、プラスチックごみ対策として、日常生活や事業活動においてプラスチック製品の削減や資源化を行っていくことも必要です。

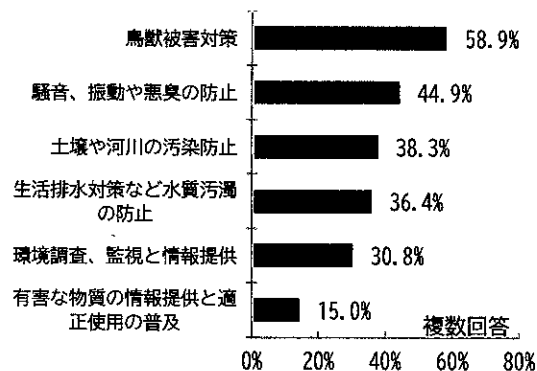


図 4.2 生活環境の保全に向けて清川村が取り組むべきこと（住民（成人））

3. 廃棄物対策

(1) 現状のまとめ

- 住民(成人)を対象としたアンケート調査で、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについての満足度をお尋ねしたところ、9割以上が「満足」、「やや満足」と回答しました。一方、小中学生の回答では3割が「わからない」と答えており、ごみ分別への関心の低さが浮き彫りになっています。
- ごみなどが散乱しない清潔さについては、住民(成人)の8割が「満足」、「やや満足」と回答しました。しかし、不法投棄やごみステーションでのマナー違反によるごみの散乱が課題として指摘されています。
- 住民(成人)を対象としたアンケート調査で、「環境に関する取組状況」をお尋ねしたところ、「いつもしている」と答える割合は、「買い物袋を持参するなど過剰包装は断っている」の65%、「食品ロスや生ごみを減らしている」の53%、「環境ラベル製品や地場産品を使っている」の28%、「使い捨て製品はできるだけ買わない、使わない」の22%という結果となっており、更なる普及啓発が必要です。
- 小中学生では、ごみの分別の手伝いや、ごみを拾うといった行動は、成人に比べて改善の余地があると考えられます。
- 事業者では、過剰包装の削減、食品ロス削減など、環境に配慮した行動は、まだ十分とは言えません。

(2) 今後の方向性

住民(成人)を対象としたアンケート調査で、「今後、ごみの減量化・資源化、適正処理に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「不法投棄の防止」とする回答が約5割見られました。また、「ポイ捨て防止、環境美化の推進」への要望も高く、行政による取組を強化する必要があります。

アンケート調査からは、小中学生のごみの分別の手伝いの頻度が低いことがうかがえ、環境教育を充実していくことも必要です。

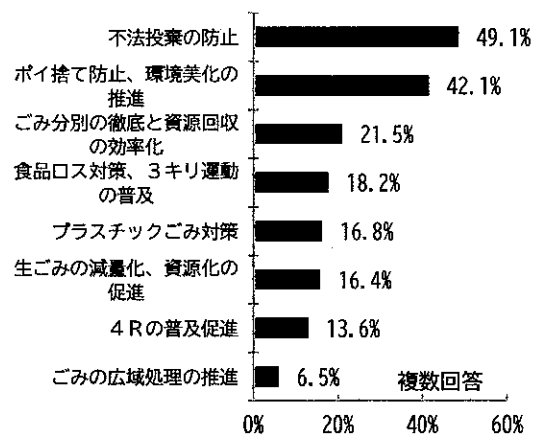


図 4.3 ごみの減量化・資源化、適正処理に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと(住民(成人))

事業者が過剰包装の削減、食品ロス削減など、環境に配慮した行動を行っていくためには、消費者の理解が不可欠です。このため、村民、事業者、滞在者及び村も環境に配慮した消費行動を行っていくことが必要です。

4. 温室効果ガスの削減

(1) 現状のまとめ

- 令和6(2024)年の世界の平均気温は、産業革命前より1.55℃上昇し、観測史上最高を記録しました。日本においても、令和6(2024)年に東日本で観測史上最高気温を記録されています。こうした地球規模の温暖化の要因として、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」とされています。
- 対策として、国は令和2(2020)年に、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和12(2030)年度において、温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを示しました。
- 住民(成人)のアンケート調査では、特に夏場の気温上昇による熱中症リスクの高まりを強く感じており、安心感が低い状況がうかがえました。
- 台風や豪雨などの自然災害の増加を危惧し、安心感が低いと回答する住民(成人)が一定数いることが分かりました。
- 農業やその他の生産活動においても、気候変動による影響が出ているという声も上がっています。
- 住民(成人)と事業者の取組では、LED照明への切り替えは進んでいるものの、脱炭素化に有効な太陽光発電など再生可能エネルギーの利用は進んでいません。その要因として、特に費用面を課題とする意見が多数あり、設備の寿命や廃棄に関する不安も指摘されていました。

(2) 今後の方向性

住民(成人)を対象としたアンケート調査で、「今後、地球温暖化対策の推進に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「気候変動への適応策の推進」が最も多く、住民(成人)の気候変動に対する懸念が反映された結果となりました。

次いで、「再生可能エネルギー活用の促進」など、脱炭素化に向けた取組を求める意見が多く上がっています。

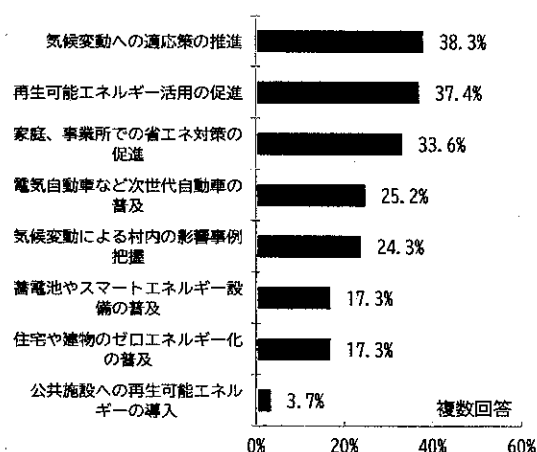


図 4.4 地球温暖化対策の推進に向けて清川村が優先的に取り組むべきこと (住民(成人))

今後は、気候変動の影響や対策に関する情報を、住民（成人）や事業者にわかりやすく提供することが重要です。

また、温室効果ガスの排出を抑制する対策に加えて、すでに起こりつつある気候変動の影響を低減する対策も必要です。

さらに、住民（成人）や事業者が太陽光発電などの導入を行いやすい方策を検討することや、森林を二酸化炭素の吸収源として機能させるために適切な管理を行うことも必要です。

（3）温室効果ガス排出量の将来推計

清川村の将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、現状の対策を継続し、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合（現状趨勢（BAU）ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

令和 12（2030）年度における現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量は 12.3 千 t-CO₂ となり、基準年度である平成 25（2013）年度と比較して 27%の削減が見込まれます。さらに削減量を増やすために村や村民、事業者、滞在者がそれぞれ主体となって後述の取組を進める必要があります。

表 4.1 温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢（BAU）ケース）

単位：千 t-CO₂

部門		年度	2013 年度 基準年度 実績値	2022 年度 現状年度 実績値	2030 年度 目標年度 BAU 推計値
産業部門	製造業		11.3	7.9	8.1
	建設業		0.3	0.3	0.3
	農業		3.7	3.8	3.8
	小計		15.2	12.0	12.1
業務その他部門			5.9	3.5	3.5
家庭部門			3.8	3.2	2.8
運輸部門	自動車		10.4	7.8	7.3
	鉄道		0.2	0.2	0.2
	小計		10.6	7.9	7.5
合計			35.5	26.6	25.9
森林吸収量※2			-13.6	-13.6	-13.6
合計（吸収量含む）			21.9	13.0	12.3
削減量（基準年度比）			—	-8.9	-9.6
削減率（基準年度比）			—	-25%	-27%

※1 端数処理により合計値と一致しない場合があります。

※2 森林吸収量(22.5千 t-CO₂/年)は変動しないものとして推計しました。また、森林吸収量は令和8(2026)年度から令和23(2041)年度のJ-クレジット合計8.9千 t-CO₂を除いています。

5. 住民の意識

(1) 現状のまとめ

○住民（成人）を対象としたアンケート調査で、「今後、環境情報、環境学習、環境保全活動などに向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「子どもの環境教育、体験学習の推進」が最も多く50.5%となりました。

○次いで、「環境に関する分かりやすい情報の提供」が47.7%となっています。

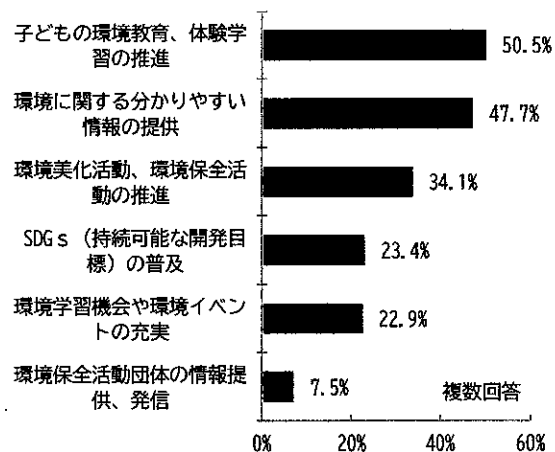


図 4.5 環境情報、環境学習、環境保全活動などに向けて清川村が優先的に取り組むべきこと（住民（成人））

(2) 今後の方向性

清川村では、民間事業者との協定に基づき、小学校などへの出前授業（環境学習）を実施するなど、今後も事業者の支援も得ながら子どもを含む村民の環境学習を進めていくことが必要です。

また、村の土地利用の特徴を生かして、林業体験や農業体験を通して環境を学ぶことができる取組なども考えられます。

第5章 望ましい環境像・計画の基本方針

「望ましい環境像」とは、村、村民、事業者及び滞在者が、共通の目標として目指すべき村の姿を示すものです。

清川村の「望ましい環境像」は、次のとおりとします。

清川村の望ましい環境像

清川村に関わる全ての人々が協働して、恵み豊かな環境の保全及び創造を図り、人と自然がともに生きる村づくり、そして環境への負荷が少ない、持続的に発展していく村「きよかわ」を目指します。

第6章 環境分野別の施策、各主体の取組など

施策体系

環境分野ごとの取組	取組テーマ	施策項目
自然環境	環境共生の むらづくり	(1) 水源の森の保全と活用
		(2) 集落周辺の農地や山林の保全と活用
		(3) 河川と湖の保全と活用
生活環境	快適な 生活環境づくり	(1) 大気環境の保全
		(2) 水環境の保全
		(3) 騒音・振動・悪臭対策
		(4) 化学物質などからのリスク低減
廃棄物	資源循環型 社会づくり	(1) ごみの資源化・減量化の促進
		(2) 安定的なごみ処理体制の確立
		(3) 環境美化の促進
地球環境	脱炭素型 社会づくり	(1) 省エネルギー対策
		(2) 人流・物流のゼロカーボン化
		(3) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
		(4) 吸収源対策
		(5) 適応策の実施
環境学習・協働の 取組	環境の取組への 参画と協働	(1) 環境学習の推進
		(2) 協働の取組の推進
		(3) 情報発信・共有の促進

環境分野ごとの取組

1. 自然環境分野の取組 ～環境共生のむらづくり～

東丹沢山麓に位置する清川村には、日本百名山の丹沢山をはじめ、札掛モミの原生林や堂平のブナ林など、美しい山並みが広がっています。

アンケート調査の結果、村内の生物多様性について満足度は高い一方で、以前に比べて昆虫や川の魚が減少しているといった意見や、野生生物との共存が課題であるとの指摘も見られました。

今後は、村民、事業者、滞在者及び村が協働し、清川村の豊かな自然環境への理解を深め、生物多様性の維持向上を図るとともに、村ならではの付加価値のある農林生産物の創出を目指します。

(1) 森林エリアの保全と活用

① 森林エリアの維持・保全

- ・森林整備にあたっては、生物多様性の保全にとどまらず、自然レクリエーションの場の創出、山地災害の防止、二酸化炭素吸収源など、多面的機能が総合的かつ高度に発揮させるように、適切な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持・保全を図ります。
- ・村民や、事業者と連携した森林資源の維持管理・保全を図ります。
- ・ブナ林の立ち枯れやニホンジカの採食による自然植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を図ります。
- ・神奈川県と連携し、ニホンジカの管理捕獲による適正管理を行います。
- ・村民に水源の森林エリアの清川村や神奈川県などの取組についてわかりやすく周知を図ります。

② 森林の活用

- ・森林の整備で生じる間伐材の有効活用を推進します。
- ・神奈川県と連携し、登山道などの自然公園施設の適切な管理に努めます。
- ・国、県をはじめ、民間企業と連携し、事業活動として実施する自然観察会やグリーンツーリズムなどを活用し、村民、事業者あるいは滞在者が自然を体験すること、また、自然を身近に感じる機会の創出に努めます。

(2) 集落周辺の農地や山林の保全と活用

① 野生鳥獣との共存

- ・野生鳥獣による農林産物の食害、家屋侵入などの生活被害、人への威嚇などの対策として、神奈川県や県猟友会清川支部などと連携し、「清川村鳥獣被害防止計画」に基づき、適正な個体数管理を行うとともに、駆除体制の強化を図ります。
- ・野生鳥獣による農産物などに対する被害の防止を図るため、被害防止柵などの設置に要する経費の支援等を行います。
- ・村民に危害を及ぼすおそれがある蜂の巣の駆除に対する支援などを行います。
- ・ヤマビル対策の推進としてヤマビルによる吸血被害を防ぐため、殺ヒル剤及びヒルよけ剤を有償頒布します。

② 農地・里山の保全、農林業の振興

- ・関係機関と連携し、農地の流動化や不耕作地の活用を推進するとともに、お茶や野菜などの農作物や豚肉など清川村で生産される作物の加工・製造・販売を一体的に進め、村ならではの付加価値を創出します。
- ・清川村で収穫された農作物や生産された商品の販路拡大に向け、村の農産物直売の拠点でもある道の駅「清川」をはじめ、出荷環境の整備を進めるとともに、食育や観光と連携した地場産品の消費拡大を推進します。
- ・清川村産の商品を「きよかわブランド」として認定することで付加価値を高めます。
- ・農林業・商工業をはじめ、近隣の大学や関連団体との連携を強化し、村内の事業者の協力のもと、「きよかわブランド」となる新たな特産品を開発し、ふるさと納税の返礼品に活用するなど、新たな魅力の創出を図り、観光振興を一体的に推進します。
- ・村民・事業者が主体的に取組を進めることができる仕組みづくりを図ります。

(3) 河川と湖の保全と活用

- ・生きものに配慮した多自然川づくり、水域の生態系保全、外来魚対策などに関する調査・研究情報の収集に努めるとともに、それらの情報を村民や事業者、滞在者に発信します。
- ・地球温暖化対策の一環として、国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所と連携し、宮ヶ瀬湖に流れ着いた流木を木質バイオマスストーブなどの薪材としての活用促進を図ります。

◎ 自然環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	<ul style="list-style-type: none"> ・村民に水源の森の環境や神奈川県や清川村などの取組についてわかりやすく広報を行います。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」を推進し、適正な個体数管理を行うとともに、猟友会などの関係団体と連携し、駆除体制の強化を促進します。 ・関係機関と連携し、農地の流動化や不耕作地の活用を推進するとともに、お茶や野菜などの農作物や豚肉など清川村で生産される作物の加工・製造・販売を一体的に進め、村ならではの付加価値を創出します。 ・生きものに配慮した多自然川づくり、水域の生態系保全、外来魚対策などに関する調査・研究情報の収集に努めるとともに、それらの情報を村民や事業者、滞在者に発信します。
村民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の状態や、清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ちます。 ・自然観察会やグリーンツーリズムへの参加を検討します。 ・村などが呼び掛ける森林の整備活動に参加します。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」など清川村の取組に関心を持ちます。 ・村内の農林産物を使用し、清川村の環境保全に協力します。 ・農地の有効活用や農業振興のため、援農ボランティアに参加します。 ・清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ち、村の良さを発信することで村の自然に関心を持つ人の輪を広げていきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の状態や、清川村が発信する自然環境の情報に関心を持ち、協力できることがあれば取組を進めていきます。 ・「清川村鳥獣被害防止計画」など清川村の取組に関心を持ちます。 ・地場産品を使った加工製造・販売を積極的に行います。 ・清川村が発信する環境に関する情報を事業活動に活かすことができるかどうか検討を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会やグリーンツーリズムへの参加を検討します。 ・村内の農林産物を購入し、清川村の環境保全に協力します。

2. 生活環境分野の取組 ～快適な生活環境づくり～

宮ヶ瀬湖は、神奈川県下 16 市 5 町に水道水を供給する神奈川県の「水がめ」です。

アンケート調査では、住まいの周辺の空気と水のきれいさについて高い満足度が示される一方で、一部からは、事業者からの排水に対する懸念や、PFAS（有機フッ素化合物）などに対する懸念が示されています。また、空気や水に比べると「静けさ」に対する満足度は、やや低い傾向が見られ、特に自動車騒音に関する不満が見られました。

今後も、大気環境や水環境、騒音・振動、悪臭、有害物質の監視を継続するとともに、村民、事業者、滞在者の意識向上を図ることで神奈川県の「水がめ」としての機能維持や、村民の生活環境の維持・向上に努めます。

(1) 大気環境の保全

◎ 大気環境の維持向上に向けた取組の推進

- ・ 神奈川県と連携し、県道 64 号（伊勢原津久井）をはじめ、県道 60 号（厚木清川）、70 号（秦野清川）、514 号（宮ヶ瀬愛川）などの車両通行及び歩行者通行に必要な対策を進めることで、排気ガスの排出抑制、大気環境の向上につながります。
- ・ 神奈川県と連携し、光化学スモッグ注意報などの発令時における確実な情報伝達及び被害防止対策を講じます。
- ・ 電気自動車やハイブリッド車の普及を啓発します。

(2) 水環境の保全

◎ 水環境の維持向上に向けた取組の推進

- ・ 村内の河川の定点による水質監視を行い、村民や事業者、滞在者に結果を周知し、水質保全への協力を要請します。
- ・ 合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進するために、定期的な水質分析調査（定点観測）と調査結果の公表を行います。
- ・ 下水処理水は、法令などの基準を遵守して適正に排水するとともに、河川環境の保全のために定期的な水質分析調査を実施します。

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- ・ 防犯カメラの設置をはじめ、注意看板を設置するなど、悪質な暴走行為などの防止に努めます。
- ・ 私有地において、景観の悪化につながるような事案が発生している場合、適切な措置を講じます。

(4) 化学物質などからのリスク低減

- ・化学物質による汚染が生じないよう、監視・調査を実施するとともに、指導を行います。
- ・村民や事業者向けに化学物質のリスク情報を提供し、適正管理を促します。

◎ 生活環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と連携し、光化学スモッグ注意報などの発令時における確実な情報伝達及び被害防止対策を講じます。 ・村内の河川の定点による水質監視を行うとともに村民や事業者、滞在者へ結果を周知し、水質保全への協力を要請します。 ・合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進するために、定期的な水質分析調査（定点観測）と調査結果の公表を行います。 ・自動車、二輪車などの騒音の未然防止策も兼ねた防犯カメラの設置をはじめ、注意看板を設置し、マナー違反の車両への注意を促します。 ・村民や事業者向けに化学物質のリスク情報を提供し、適正管理を促します。
村民	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減に努めます。 ・宅配荷物の受け取りに際して、あらかじめ時間を指定するなど、輸送回数の抑制に協力します。 ・合併浄化槽の設置や下水道への接続を促進します。 ・洗車時に洗剤などが河川に流れ込まないように注意します。 ・生活騒音などについて、近隣への配慮を行います。 ・化学物質による汚染防止に関心を持ちます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減に努めます。 ・事業活動で使用する車両の点検・整備を確実にし、車両による環境負荷の低減に努めます。 ・事業用の排水が環境への負荷を与えていないか確認します。 ・事業所や現場での騒音を抑制する取組を行います。 ・化学物質による汚染防止に関心を持ち、被害を生じさせないように事業活動を実施します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活騒音などについて、近隣への配慮を行います。 ・アイドリングストップを励行します。

3. 廃棄物分野の取組 ～資源循環型社会づくり～

アンケート調査の結果、「ごみの分別や資源回収が整っている」ことについての満足度をお尋ねしたところ、9割以上が「満足」、「やや満足」と回答しました。一方で、ごみの

散乱がない清潔さについては、不法投棄やごみステーションでのマナー違反が指摘されています。

今後は、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、さらなる資源化・減量化を推進するとともに、環境に配慮した行動様式を普及させ、持続可能な循環型の村づくりを進めていきます。

(1) ごみの資源化・減量化の促進

① ごみの資源化と減量化の推進

- ・村民及び滞在者と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、粗大ごみの有料化を踏まえ、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。
- ・事業者と連携し、事業系ごみの排出抑制やさらなる資源化・減量化を進めるため、料金改定をはじめ意識啓発、周知に努めます。

② プラスチック廃棄物の削減に向けた取組の推進

- ・神奈川県の水がめとなる湖を有し、河川上流に位置する清川村の特性を踏まえ、下流域を含めて環境汚染を生じさせないよう、プラスチック廃棄物などの適正管理を推進します。

③ 食品ロスの削減や資源化率の向上に向けた取組の推進

- ・フードドライブ活動に一人でも多くの方が参加することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与するとともに、一時的に生活に困窮している方への福祉サービスの一環として村社会福祉協議会と連携を図り取り組みます。
- ・飲食に起因する伝染病、食中毒などの発生を防止し、食品衛生の向上を図るとともに、公衆衛生の発展に寄与することを目的とする厚木地区食品衛生協会の支援を行います。

(2) 安定的なごみ処理体制の確立

- ・厚木愛甲環境施設組合が整備したごみ中間処理施設（あつあいクリーンセンター）の稼働を踏まえ、ごみ質の統一化や安定的かつ確実な収集体制の構築に努めます。

(3) 環境美化の促進

- ・村内のごみ「ゼロ」を目指し、「ごみを捨てない」意識を醸成するとともに、美しい村づくりと環境づくりを推進するため、年2回（6月・10月）村民・事業者・各種団体が参加するクリーンキャンペーンを実施します。

- ・不法投棄された廃棄物を撤去し、原状回復を図るとともに、適切に運搬・処理及び最終処分を行い、美観の形成と周辺環境の保全に努めます。
- ・村内で発生した飼い主不明の犬・猫などの動物死体については、速やかに収集及び処分を行います。

◎ 廃棄物分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	<ul style="list-style-type: none"> ・村民・事業者と連携し、ごみの排出抑制や分別の徹底を図り、粗大ごみの有料化を踏まえ、家庭系ごみのさらなる資源化・減量化を推進します。 ・神奈川県の水がめとなる湖を有し、河川上流に位置する清川村の特性を踏まえ、下流域を含めて環境汚染を生じさせないよう、プラスチック廃棄物などの適正管理を推進します。 ・フードドライブ活動に一人でも多くの方が参加することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現に寄与するとともに、一時的に生活に困窮している方への福祉サービスの一環として村社会福祉協議会と連携を図り取り組みます。
村民	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品はできるだけ使いません。 ・買い物袋を持参するなど、過剰包装は断ります。 ・ごみの分別、リサイクルや集団回収に協力します。 ・不用品を交換会やインターネットサイトを利用して販売や譲渡を行います。 ・エコラベルの商品を購入することを心がけます。 ・ごみの資源化・減量化の促進に関心を持ちます。 ・食品ロスや生ごみを削減するために、買いすぎや作りすぎに注意します。 ・外食時には、食べきれなかったものは可能な範囲で持ち帰るなど、食品ロスや食品廃棄物の削減に協力します。 ・住まい周辺の清掃、落ち葉かきなどに協力します。 ・クリーンキャンペーンなどの一斉清掃に参加します。 ・不法投棄などを見つけた場合は、役場などへの通報に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品はできるだけ使いません。 ・調達時に過剰包装は断るなど、グリーン購入に努めます。 ・消費者に提供するプラスチック製のフォーク、ストロー、歯ブラシ、ハンガーなどは有償にするなど削減に努めます。 ・販売時には消費者に簡易包装の理解を求めます。 ・使い捨て商品または廃棄する割合の少ない商品の製造、販売に努めます。 ・ごみの分別、リサイクルを徹底します。 ・事業活動での食品ロスや生ごみの削減に努めます。飲食店では客の持ち帰りに可能な範囲で協力を行います。 ・事業所周辺の清掃、落ち葉かきなどに協力します。 ・クリーンキャンペーンなどの一斉清掃に参加します。

主体	具体的な取組
滞在者	<ul style="list-style-type: none">・使い捨て商品はできるだけ使いません。・買い物袋を持参するなど、過剰包装は断ります。・ごみを持ち帰ります。

4. 地球環境分野の取組 ～脱炭素型社会づくり～

地球温暖化の影響は清川村でもすでに見られています。アンケート調査の結果、特に夏場の気温上昇による熱中症リスクの高まりを強く感じている住民が多く、台風や豪雨などの自然災害の増加を懸念し、安心感が低いと回答する意見もありました。さらに、農業やその他の生産活動にも気候変動の影響が表れているという声も上がっています。

今後は、地球温暖化の緩和策として、再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大を進めるとともに、森林による吸収源対策の取組を進めます。また、地球温暖化の適応策として熱中症予防事業などを推進していきます。

(1) 省エネルギー対策

- ・LED化による省エネルギー対策を推進します。すでに実施済みの防犯灯、村道の道路照明灯に続いて、公共施設のLED化に努めます。

(2) 人流・物流の温室効果ガス排出量削減

- ・地球温暖化対策の一環として、自家用車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を促進するため、通勤定期券を利用して通勤通学する村民に対して引続き支援に努めます。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大

- ・地球温暖化の防止及び環境保全意識の向上を図るため、住宅用スマートエネルギー設備などを導入する村民などに対する支援に努めます。
- ・再生可能エネルギー比率の高い電力の購入などについて、普及啓発に努めます。

(4) 吸収源対策

- ・清川村は90%を森林が占めるとともに、宮ヶ瀬ダム上流域に位置する水源地域であり、森林は水源涵養機能や防災、生物多様性の保全といった公益的機能に加え、地球温暖化対策における重要な二酸化炭素吸収源としての役割を担っていることから、「清川村森林整備計画」との整合性を図りつつ、森林の質的向上と健全な成長を促す施策を着実に実施することで、森林吸収量の維持・増進に寄与します。
- ・村有林の適正な管理によりJ-クレジットを創出し、その収益を森林の整備・保全に還元することで温室効果ガスの吸収源としての森林機能の維持・強化、社会全体における環境負荷の軽減に寄与します。
- ・村民や事業者に清川村の取組をわかりやすく情報として発信し、脱炭素化に向けた機運を高めます。

(5) 適応策の実施

① 気候変動対策の推進

- ・国が示す熱中症警戒情報などの運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日）を熱中症予防期間と定め、重点的に熱中症対策を推進します。
- ・村民、事業者及び滞在者に対し、熱中症の危険性の「気づき」を促すため、情報収集や予防行動などの普及啓発を行います。また、特別警戒情報が発表された際は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置し、安全確保に努めます。

② 情報の収集、発信

- ・気候変動による農作物や畜産での被害を防止するために、また、自然生態系への影響について神奈川県や関係機関と連携して情報を収集し、対応策について農家や事業者への情報発信に努めます。
- ・気候変動による気象災害の被害を軽減するために、各種ハザードマップについて普及啓発に努めます。

◎ 地球環境分野における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の LED 化に努め、省エネルギー対策を推進します。 ・ 地球温暖化対策の一環として、自家用車の利用を抑制し、公共交通機関の利用を促進するため、通勤定期券を利用して通勤する村民に対する支援に努めます。 ・ 再生可能エネルギー比率の高い電力の購入などについて、普及啓発に努めます。 ・ 森林整備により生じる間伐材などについて、公共施設及び地域内外での利用を促進し、木材製品としての長期利用を通じた炭素貯蔵の拡大を図ることにより、森林による吸収と木材利用による炭素固定を併せた効果的な吸収源対策を推進します。 ・ 村民や事業者に清川村の取組をわかりやすく情報として発信し、脱炭素化に向けた機運を高めます。 ・ 村民及び滞在者に対し、熱中症の危険性の「気づき」を促すため、情報収集や予防行動などの普及啓発を行います。また、特別警戒情報が発表された際は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置し、安全確保に努めます。 ・ 気候変動による気象災害の被害を軽減するために、各種ハザードマップについて村民や滞在者に対しての普及啓発に努めます。 ・ 「環境配慮型製品調達方針」（グリーン調達方針）に基づき、必要に応じて対応を進めます。
村民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気をこまめに消し、節電を心がけます。 ・ 買い替え時には省エネ型の電化製品を選択します。 ・ 環境にやさしいエコドライブを心がけます。 ・ ガソリンなどのエネルギー消費を適切に管理します。 ・ 可能な限り通勤、通学に公共交通機関を利用します。 ・ 急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・ 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際のアイドリングは控えます。 ・ 宅配荷物の受け取りに際して、あらかじめ時間を指定するなど、輸送回数の抑制に協力します。 ・ 住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用設備、木質バイオマスストーブなど、脱炭素に役立つ設備や機器の使用を検討します。 ・ 再生可能エネルギーによる電力の使用を検討します。 ・ 自動車の買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車などの購入を検討します。 ・ 清川村の発信する情報に注意し、熱中症を予防します。 ・ 脱炭素の取組のほか、気候変動によってどのような影響を受ける恐れがあるかなどについて清川村の発信する情報に関心を持ちます。 ・ 気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、日ごろからハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行います。

主体	具体的な取組
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・節水、節電を心がけます。 ・クールビズ、ウォームビズを実施します。 ・省エネ型の機器を使用するなど、エネルギー消費を適切に管理します。 ・省エネ診断を受けるなど、設備の効率的運用に努めます。 ・通勤に際して公共交通機関の利用を従業員に呼びかけます。 ・急発進をしないなど、自動車の排気ガス低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際のアイドリングは控えます。 ・事業活動で使用する車両の点検・整備を確実にし、車両による環境負荷の低減（温室効果ガスの削減）に努めます。 ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備、木質バイオマスストーブなど、脱炭素に役立つ設備や機器の使用を検討します。 ・再生可能エネルギーによる電力の使用を検討します。 ・自動車の買い替え時には、電気自動車やハイブリッド自動車などの購入を検討します。 ・清川村の発信する環境に関する情報を事業活動に活かすことができるかどうか検討を行います。 ・事業活動で従業員が熱中症などにならないように対策を行います。 ・村内で実施するイベントでの熱中症を予防するため、清川村と連携して啓発を行います。 ・気候変動によってどのような影響を受ける恐れがあるかなどについて、清川村の発信する情報に関心を持ちます。 ・気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、日ごろからハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行い、従業員の安全確保や事業活動の継続のための対策を確実にします。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・電気をこまめに消し、節電を心がけます。 ・可能な限り移動に公共交通機関を利用します。 ・気候変動によって土砂災害や豪雨災害などの頻発化、激甚化の可能性があるため、ハザードマップの確認や、災害時の避難方法の確認などを行います。

環境学習・協働の取組

5. 環境の取組への参画と協働

アンケート調査の結果、環境講座や自然体験会への参加は、「いつもしている」人は5.1%と少なく、「時々している」との回答を合わせても15%程度にとどまりました。しかし「今後してみたい」と考えている人は約6割にのぼり、参加しやすい環境が整えば、今後の参加者の増加が期待できます。

小中学生の回答からは、生態系や生きものつながりなど、自然環境に関する学習への関心が非常に高いことがわかりました。

また、アンケートでは、「今後、環境情報、環境学習、環境保全活動などに向けて清川村が優先的に取り組むべきこと」をお尋ねしたところ、「子どもの環境教育、体験学習の推進」が最も多く50.5%、次いで「環境に関する分かりやすい情報の提供」が47.7%という結果になりました。このため、豊かな自然を生かして、子どもたちに関心の高い自然環境に関する環境学習を進めていく村独自の取組を進めていきます。

さらに、事業活動で得た環境に関する知識や技術を地域に還元したいと考える事業者がいることも把握されました。今後、村民による自主的な活動の促進や、事業者との協働による環境学習の実施など、協働の取組を推進します。

なお、環境学習・協働の取組は、環境分野の垣根を越えて、分野横断的に取組を進めていきます。

(1) 環境学習の推進

- ・村内小学校で環境学習の一環として出張授業を実施し、環境を身近に感じることができる機会の創出を図ります。
- ・事業者の協力を仰ぎながら、清川村の自然を生かした環境学習を推進します。
- ・村内でどのような環境学習に参加できるかについて情報を収集するとともに、発信に努めます。
- ・小中学校において、理科や社会などの教科での環境学習を実施します。また、総合的な学習の時間で、環境問題やSDGsをテーマに探究学習の取組を進めます。
- ・小中学校において、実体験を通じて理解を深めるために、体験型の学習活動を推進します。また、地域や企業と連携して、実践的な環境学習の機会を設けます。

(2) 協働の取組の推進

- ・村内イベントで環境関連のPRブースを出展し、村民への周知を図るとともに、環境交流を促進します。

(3) 情報発信・共有の促進

- ・広報紙やホームページなど既存の情報発信媒体に加え、新たに SNS の運用など、より広く行政情報を伝えられる環境整備について研究します。

◎ 環境学習・協働の取組における村、村民、事業者、滞在者の取組

主体	具体的な取組
村	<ul style="list-style-type: none"> ・村内小学校で環境学習の一環として出張授業を実施し、環境を身近に感じることができる機会の創出を図ります。 ・村内でどのような環境学習に参加できるかについて情報を収集するとともに、発信に努めます。
村民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境講座や自然体験会、農業体験会などの活動への参加を検討します。 ・地域の環境保全活動に参加します。 ・クリーンキャンペーンや河川などの一斉清掃に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に関連する環境知識や技術を、地域や小中学校などの環境学習などで提供します。 ・地域の環境保全活動に参加します。 ・クリーンキャンペーンや河川などの一斉清掃に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動に参加します。 ・清川村の発信する情報に関心を持ちます。

第7章 進行管理

1. 成果指標

(1) 国・県における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 46%削減、令和 17 (2035) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 60%削減、令和 22 (2040) 年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25 (2013) 年度比で 73%削減することを目指し、「2050 年カーボンニュートラル」(温室効果ガス排出量実質ゼロ) の実現を目指すこととしています。

神奈川県は、深刻化する気候変動や社会情勢の変化などを踏まえ、国の温室効果ガス削減目標を引き上げ、令和 12 (2030) 年度の間目標について、平成 25 (2013) 年度比で 50%削減することとし、令和 32 (2050) 年の長期目標では、「脱炭素社会の実現」を目指すこととしています。

(2) 清川村における温室効果ガス排出量の削減目標

環境省が公開する自治体カルテによると、清川村における平成 25 (2013) 年度の温室効果ガス排出量は 35.5 千 t-CO₂、森林吸収量を含めると 21.9 千 t-CO₂でした。

清川村として、この平成 25 (2013) 年度の排出量を基準年として村民、事業者及び滞在者の協力のもと、第 6 章に掲げた「環境分野別の施策、各主体の取組」を積極的に推進することとし、温室効果ガス排出量の削減目標について、計画期間の中間年度である令和 12 (2030) 年度の目標を神奈川県の地球温暖化対策計画を踏まえて『50% (吸収量を含め 11.0 千 t-CO₂) 以上の削減』、計画期間の最終年度である令和 17 (2035) 年度の目標を国の地球温暖化対策計画を踏まえて『60% (吸収量を含め 13.1 千 t-CO₂) 以上の削減』を目指すこととします。

清川村の温室効果ガス排出量の削減目標

◆目標

令和 12 (2030) 年度までに
平成 25 (2013) 年度比 **50%以上** 削減を目指します。

令和 17 (2035) 年度までに
平成 25 (2013) 年度比 **60%以上** 削減を目指します。

2. 推進体制

本計画は、毎年度計画の進捗管理や取組の見直しを行い、進捗状況を清川村環境審議会に諮るものとします。

3. 計画の見直し

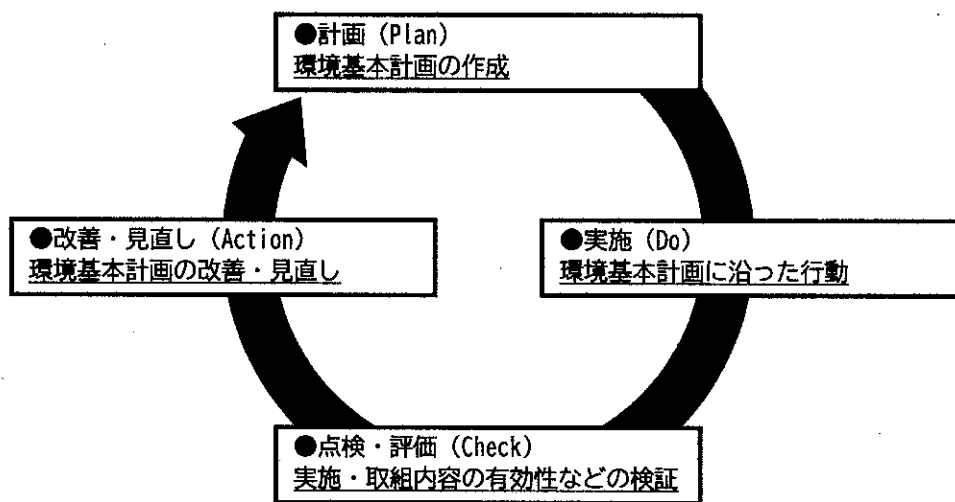
社会経済情勢の変化などに対応するため、令和 12 (2030) ~令和 13 (2031) 年度において、目標値などの見直しを行うこととします。

また、清川村環境審議会で出された意見を踏まえて取組の見直しを行います。

令和 8 (2026) 年度 環境基本計画の施行



令和 12 (2030) ~ 見直し (社会経済情勢の変化、清川村総合計画の見直し、
令和 13 (2031) 年度 神奈川県地球温暖化対策計画の見直しに対応)



環境基本計画に係る PDCA サイクル

清川村環境基本計画 修正点一覧

(令和8年3月19日現在)

P1 2. 計画の位置づけ

- ・ 上から1行目「各種法令などにより広域的な取組や計画が国や神奈川県などでも策定されていることから、」 ⇒ 削除
- ・ 上から3行目「図るとともに、」 ⇒ 「図り、」

P3 (1)「気候変動」

- ・ 下から3行目「その後、」 ⇒ 削除

P12 (5) 文化・伝統行事

- ・ 文章追記（煤ヶ谷地区にある八幡神社の禮大祭、宮ヶ瀬地区にある八坂神社の八坂祭、どんど焼など地域に根づいた伝統的なお祭りが四季を通じて毎年催されるほか、村の一大イベントとなる青龍祭、宮ヶ瀬クリスマスが開催されています。）
- ・ 宮ヶ瀬クリスマス→青龍祭 ⇒ 青龍祭→宮ヶ瀬クリスマス

P13 (3) 生物多様性を活かした食文化 ⇒ (3) 地域の根づいた食文化

- ・ 文章全体を変更（村に伝わる郷土料理は、昔は貴重な米をかさ増しするため、地域で採れた大根やいもなどの野菜を煮つけ、米と混ぜ合わせたごはん「かて飯」や、冬になると地域で採れた根菜類や鉄手作りのこんにやくを入れて作る「けんちん汁」などがあり、今でも日常の食卓で大切に受け継がれています。
近年では、村の豊かな土壌で育つ「ハーリック」（葉ニンニク）などの特色ある農産物も加わり、新たな地産地消の形を形成しています。なお、道の駅「清川」でも四季折々いろんな野菜が販売されています。）

P14 ① 自然環境に関する実感

- ・ 上から4行目「清川村は、豊かな緑」 ⇒ 「清川村は、改めて豊かな緑」

P19 (3) 村営水道

- ・ 上から5行目「水質監視が行われており、」 ⇒ 「水質監視による水質調査が実施されており」

P20 (5) 騒音・振動・悪臭

- ・ 上から1行目「ありません。」 ⇒ 「確認されていません。」

防犯カメラの設置

- ・ 上から1行目「防犯カメラ」 ⇒ 「犯罪防止に資する防犯カメラ」

P38 (1) 現状のまとめ

- ・ 2つ目の○ 「国では」 ⇒ 「国は」
- ・ 2つ目の○ 「表明しています。」 ⇒ 「示しました。」

P43 ① 森林エリアの維持・保全

- ・ 5つ目の・ 「神奈川県や清川村などの取組についてわかりやすく広報を行います。」
⇒ 「清川村や神奈川県などの取組についてわかりやすく周知を図ります。」

P46 (3) 騒音・振動・悪臭対策

- ・ 1つ目の・ 「設置し、マナー違反の車両への注意を促します。」 ⇒ 「設置するなど、悪質な暴走行為などの防止に努めます。」
- ・ 2つ目の・ 「景観の悪化や、悪臭、腐敗臭などが」 ⇒ 「景観の悪化につながるような事案が」

P51 (2) 人流・物流の温室効果ガス排出量削減

- ・ 1つ目の・ 「通勤する村民に対する支援」 ⇒ 「通勤通学する村民に対して引き続き支援」

(4) 吸収源対策

- ・ 1つ目の・ 「増進を推進します。」 ⇒ 「増進に寄与します。」

P52 ① 気候変動対策の推進

- ・ 2つ目の・ 「村内8ヶ所に」 ⇒ 削除

② 情報の収集、発信

- ・ 1つ目の・ 「ために、神奈川県」 ⇒ 「ために、また、自然生態系への影響について、神奈川県」
- ・ 3つ目の・ 「気候変動による自然生態系への影響について神奈川県や関係機関と連携して情報を収集し、村民へ情報発信を行うことで、気候変動の影響についての気づきを促します。」 ⇒ 削除

P55 (1) 環境学習の推進

- ・ 4つ目の・ 「学習指導要領に基づき、」 ⇒ 削除

P58 3. 計画の見直し

- ・ 上から4行目「令和8(2026)年度 公開」 ⇒ 「令和8(2026)年度 環境基本計画の施行」

清川村環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの 実施結果等について

1 提出件数

清川村環境基本計画（案） 0名 0件

2 計画（案）および関係資料の閲覧

期 間 : 令和8年2月24日（火）から令和8年3月8日（日）まで

場 所 : (1) 清川村役場 1階 環境上下水道課 窓口

(2) 清川村生涯学習センターせせらぎ館

1階 清川村図書館

(3) 清川村保健福祉センターやまびこ館

1階 子育て健康福祉課 窓口

(4) 清川村ホームページ

3 提出された意見について

提出期間 : 令和8年2月27日（金）から令和8年3月8日（日）まで

提出方法 : (1) 持 参

(2) 郵 送

(3) ファックス

(4) 電子メール

提出資格 : (1) 村内に住所を有する者

(2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人およびその
他団体

(3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者

意見の
取り扱い : (1) 提出された意見は、清川村環境基本計画の制定にあつ
て参考とする。

(2) 個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方
および修正した場合は修正案を公表する。

(3) 提出された意見に対して、個別の回答はしない。

4 今後の予定

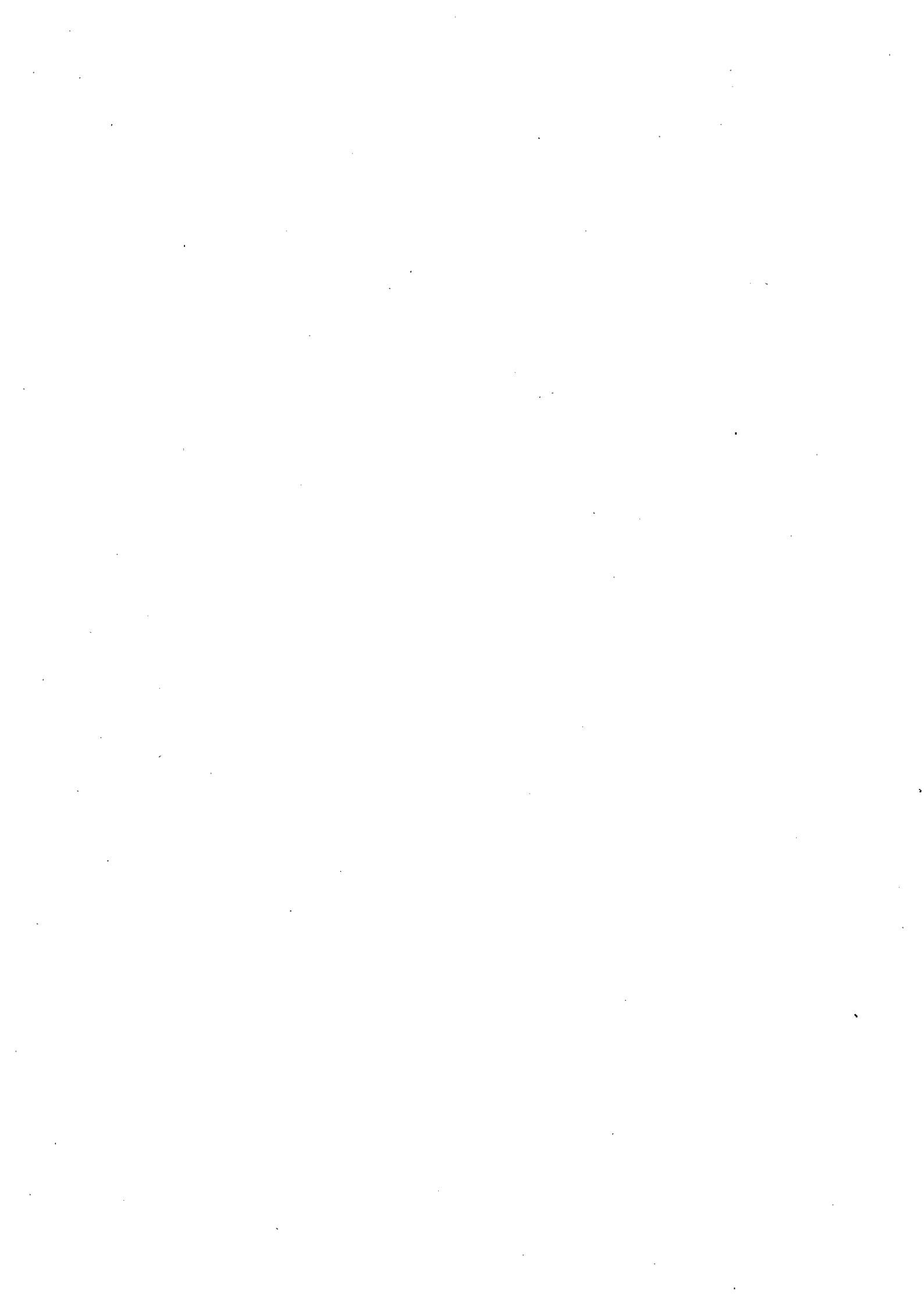
3月23日（月）

(1) 清川村環境審議会において、環境基本計画（案）について、村長への答
申（案）の取りまとめ

(2) 清川村環境基本計画の制定のための決裁等手続

4月1日（水）

(1) 清川村環境基本計画の施行



(案)

令和 8 年 月 日

清川村長 岩 澤 吉 美 様

清川村環境審議会
会長 下 嶋 美 範

清川村環境基本計画の策定について (答申)

令和 8 年 2 月 16 日付で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、全会一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

これまで環境施策に関する計画等がなかった本村にとって、環境行政の道しるべとなるこの清川村環境基本計画は、本村の雄大な自然が創り出す景観の保持、衛生的な地域の形成を図っていくうえで大変重要な計画となる。

清川村環境基本計画の策定に関しては、村内在住者、村内事業者をはじめ、小中学生といった低年齢層など年齢や性別を問わず実施したアンケート調査によって広く本村における環境に関する課題を把握し、その解決に当たっては、われわれ村民、事業者はもとより年間約 230 万人が来村する観光客を含め、それぞれの立場の明確な役割が示されている。

また、喫緊の課題である温室効果ガスの排出抑制に当たっては、神奈川県地球温暖化対策計画において示される温室効果ガス排出量の削減目標を目指していくが、この雄大な自然を有する本村は、約 90%を山林が占め、十分な温室効果ガスの吸収源となり得ることから、その森林吸収量の多さを地の利として十分に生かした地球温暖化地方公共団体実行計画 (区域施策編) となっている。

これまでの環境施策に清川村環境基本計画で掲げる諸施策を加えることで、本村の自然が創り出す景観の保持、水源林の保全等がより加速し、効果的に推進していくと予想され、清川村らしい適切な計画であると判断した。

清川村環境審議会

下嶋美範
伊藤攻
矢板千英子
船津慎一
竹之内貴英
瀬戸和裕
細野百合子
山口洋子
落合正広
浅見友教
小川健次
久保瑞枝

07 清環発第 3220001 号

令和 8 年 2 月 16 日

清川村環境審議会

会長 下 嶋 美 範 様

清川村長 岩 澤 吉 美

清川村環境基本計画（案）について（諮問）

このたび、本村における良好な環境の保全及び創造をより一層推進し、現在の環境に関する課題への適切な対応を図るため、清川村環境基本計画を案として取りまとめましたので、清川村環境基本条例第 19 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

令和 8 年 3 月 23 日

清川村長 岩 澤 吉 美 様

清川村環境審議会
会長 下 嶋 美 範

清川村環境基本計画の策定について（答申）

令和 8 年 2 月 16 日付で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、全会一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

これまで環境施策に関する計画等がなかった本村にとって、環境行政の道しるべとなるこの清川村環境基本計画は、本村の雄大な自然が創り出す景観の保持、衛生的な地域の形成を図っていくうえで大変重要な計画となる。

清川村環境基本計画の策定に関しては、村内在住者、村内事業者をはじめ、小中学生といった低年齢層など年齢や性別を問わず実施したアンケート調査によって広く本村における環境に関する課題を把握し、その解決に当たっては、われわれ村民、事業者はもとより年間約 230 万人が来村する観光客を含め、それぞれの立場の明確な役割が示されている。

また、喫緊の課題である温室効果ガスの排出抑制に当たっては、神奈川県地球温暖化対策計画において示される温室効果ガス排出量の削減目標を目指していくが、この雄大な自然を有する本村は、約 90%を山林が占め、十分な温室効果ガスの吸収源となり得ることから、その森林吸収量の多さを地域の特性として十分に生かした地球温暖化地方公共団体実行計画（区域施策編）となっている。

これまでの環境施策に清川村環境基本計画で掲げる諸施策を加えることで、本村の自然が創り出す景観の保持、水源林の保全等がより加速し、効果的に推進していくことを期待し、清川村らしい適切な計画であると判断した。

清川村環境審議会

下	嶋	美	範
伊	藤		攻
矢	板	千英子	
船	津	慎	一
竹之内		貴	英
瀬戸		和	裕
細野		百合子	
山口		洋	子
落合		正	広
浅見		友	教
小川		健	次
久保		瑞	枝